

「聖人の御衣、何時の頃墨染に御直し候ひしぞ」と尋ねたるに、周魯上人も待ち設けたらんやうにて、

「其の事にて候ふ、先年光儀の砌、根本墨染の御衣にて御座候はんするが、御本意たるべきよし、法印の仰せを被りし間、此の如く直し候ふ。仰の如く元は墨染にて候ひしを、前住大魯の代に、香衣に致し候ふなり」

「是れ正しく當山御繁昌の瑞相にて、目出たく存じ候ふ」

乃ち聖人御衣の色の御祝言とて、鳥目千疋を進めたる後、頼て山科へ歸りけり。明日禁中より御使ひを遣はされて、法然上人へ賜はる旨にて、金一封御下賜の事あり、之れがために、兵燹に罹らざる以前の如く、御影堂以下の建立ありて、宗門一時に繁昌したりき。蓮如は祖廟参拜の序、例によつて法然上人の靈廟に参詣し、周魯上人と出會ありしに、周魯は満面に笑を湛えて、

「此春御参詣の砌、當寺繁昌あるべしとて、御祝儀を賜はりしが、不思議なる事には、明る日禁中より御信仰の御爲とありて、過分の御奉加在せられしより、斯やうに

造立の宿志をも果して候ふ。忝けなく候ふ」とて、不思議の奇瑞を稱へたりき。

七月廿日改元あつて長享元年となる。翌八月近江の六角高頼叛を謀りしかば、將軍義尚宣旨を請ふて諸國の兵を徵し、親ら管領畠山政長を隨へて、師を近江に出したり。是れに依つて加賀權介富樫次郎政親も、宣に依つて江州に討つて出でたりければ、今まで恨を呑んで雌伏したりし本願寺の門徒は、再び高田門徒の間に本末勝負の争ひを生じ、遂には干戈を動かすに至りぬ。此の急報に接したる富樫政親は、即座に歸國の暇を願ひ、且此の度の戦功に代へて、本願寺門徒勅滅の御教書を申し請ひ、野々市城に入るや、直ちに裁決を行つて、例に依つて本願寺方を非分としたり。本願寺門徒たる者、如何ぞ此の偏頗の裁許に黙従するを得ん。忽ち富樫を天地の容さざる法敵として、楯を加能越三國の同志に飛ばし、必ず富樫を亡さんと意氣込みつゝ、速りに戦備を整へけり。

富樫介も野々市の東の方、高尾の要害に城壁を堅うして、戦備をさく怠りなく、押野の家信、久安の元家、山代の泰行を始め、富樫の一族、世臣恩士等、孰れも精兵

を率ひて馳集まる中に、叔父なる富樫泰高と、姉婿なる鍋木兵衛尉繁常入道徳善とは、却つて御山の方へぞ馳せ参じたりける。

されば、將軍義尚よりは、富樫介の請ふ所に任せて、加州一國の一揆に與せし者は、直ちに門徒を召し放つべく、加州居住の連枝達を速かに召し還さるべしと、嚴と仰せ出されたり。逆如は此の嚴令に接して、太く途方にくれたらん體にて、

「加賀の衆を、門徒より召放つべしと仰出され候ふこと、身を斬らるゝよりも哀しき難題なり。何事をも知らざる厄入道の事まで思ひやれば、何とも迷惑極まるぞかし。門徒を破らるゝと申す事、善知識の身として、何として堪へらるべきぞ」と、切りに落涙したりしなり。

長享二年夏四月、一揆の方より押寄て、既に一戦に及びし上は、何と詮ん方あらざりしかば、井波の連乘、波佐谷の連秀、山田の連誓、若松の連悟をも、悉く上落せしめて、彼の一揆より引放つ事としたり。然るに富樫の武運の盡る時にやありけん、籠城の戦畧既に敵に一籌を輸し、戦ふ毎に利運を得ざるに、越前方の援軍たる、堀江中

務、亟景用の一軍、大聖寺山の一戦に敗走してより、城中益勢ひを失ひ、六月九日の血戦には政親も戦死し、高尾城陥つて、加賀一國は全く本願寺門徒の掌中に握られ畢んぬ。

是に於て、富樫泰高は多年の宿志を達して、僭して富樫介となり。御山本源寺には城代看坊を置き、七里參河守、杉浦壹岐守等國政を行ふ事となりぬ。是より前、下間筑前法眼玄永の子、筑前法橋頼秀は、舍弟頼盛と、もに奔つて北地に赴き、私に本山の命と稱して、大兵を動さんとし、先づ三山の坊主四郡の長を招きて之を議するに、三山之れを肯せざりしかば、即日兵を發して松岡寺、光教寺、本泉寺(若松)を焚き、寺衆を戮し、能登を略し、越中を平らげ、進んで南の方越前を討たんとす。時に門徒の勢三十餘萬と聞えたり。

三國全く本願寺門徒の手に歸するや、此時まで加州に潛みて在りつる下間安藝法眼連崇は、いかに心得たるにや、細川玄蕃頭に獻願して、其の權勢を假りて、勘氣赦免を願ひ來たれり。逆如は常にもあらぬ不快の色を表はして、

「實に身の過誤を改悔したらんには、其旨を門徒の面々に就いて説言申すべきなり。然らば免許の沙汰にも及ばじと申さねども、權家に就て申し來たるの條、許すまじき致し方なり」と、斷として拒絶したりき。

延徳元年八月二十八日、俄かに大納言法印光兼實如を召して、今日より御代を參らせらるべければ、急ぎ御支度あれと言ひ渡せり。光兼は只だ父上人の面をのみ見てありしが、

「實如には歴々の兄上の在し候ふ。殊に孰れも名だる學匠達にて候ふに、を差置て、文盲なる我等、いかで御代に据らるべき」と、恐るゝ辭退したりき。

「一流の義は文に述べ置きたる上は、何とて學匠の入るべきぞ。益もなき辭讓沙汰をなさんより、疾く支度せられよ」

蓮如は別に耳にも留めざる體なりき。三人の舍兄達も傍らより口を揃へて、

「我々は既に一寺一坊を許されたる身なり、何しに御代を志し申すべき。我等は今より善知識と仰ぎ奉つりて、何事も仰に隨ひ申すべし」と、強て勸め申されけり。

實如も今は辭退すべき語もなく、遂に立つて本願寺第九代の宗主となれり。時に歲三十一。蓮如は豫てより普請を營みたる、南殿に隱居して、信證院と稱し、七十五歳にして、全く寺務を退くには至りしなり。信證院はいかに此の相續の事果たるを満足したりしか、其の南殿に伺候する宿老等に對して、

「功成り名遂げて、身退くは天の道なり、といへるも思ひ出でられたり。さればはや世を通して心安し。阿彌陀佛三昧たるべきぞ」といへりしにも、能く其の心は窺はれたり。

慶開坊龍玄は、今日始めて一期の安樂を得られたる、師上人の上を見るにつけても、切りに往事の追憶せられて、空善、順誓、丁珍、慶慈等に對して、涙ながらに物語りたるなり。

「我が上人はご世に御苦勞をなしたる、上人は在さざるべし。十五歳にして眞宗再興の志を立てさせ給ひ、御得度の後は、常に其の方ばかり思召し續けられて候ふ。大谷殿に在します頃は、御購一日に一度參り候ふ。また日に一向聞食の事も候ふ。

お汁など参る時には、湯をさして薄く延し、御三人にて開食されたる事も候ひき。お油なども少しづつ、調法申されて、夫も一向之れなき時は、墨木を召して御焼き候ふて、御聖教を御覽なされ、また月夜などにも聖教遊し候ひしかば、其の節御所持の「教行信證」の六軸も「六要鈔」も、孰れも表紙全く破れ落ちるまで御覽じ候ふ。斯やうに御覽じ遊されて、千のものを百に選り、百のものを十に擇り、十のものを一つに選擇りて、凡夫直入の金言を、如何なる者にも聞き易く、頓て心得易きやう、御作り遊されたる御文なれば、是れ用が中の用にて候ふ」

龍玄が縁言の理切めて尊かりしかば、空善は、密を頭をさし出して密めきて問へり。「御膳と申され候ふてより、はや如來聖人の御用にて、人の食はぬ物を食ふべきよと思ふてよりは、食ひ了るまで忘られたる事なし、と宿老衆へも仰せ聞けられ、聊かの物を開食し候ふ時も、如來聖人の御用にて、又食ふべきかと思召されては、更に御忘れもなく候ひつる事にて候ふと、御兄弟中へ仰せ聞けられたるが、今の貴老が述懐にて、尚々難有さを覺えたり。御召物に就ても、新しき御衣裳を召す度に、御堂へ御

参詣にて、聖人の御前へお出遊され、其の御衣裳を引出すやうにしては、御用にて着申して候ふ、難有く候ふと仰らるゝを伺ふこと度々なり。御召物も嘸ぞと存じ奉つらるゝが、如何」

「さればとよ、召物は紙子ばかりにて、御小袖とは候はず、只だ一つ呉服綿の候ひつるを、白き分にて白御小袖に之れを召させられて候ふ。其後白御小袖一つ御座候ひつれども、紐綿にして紙にて裏をさせ、御袖口ばかり絹にて少しさせられて召され候。又貧しく入らせ候へば、迂僧が京に参りて、古き綿を少し取り参り候ふを、御一人廣げて召されたる事も候ひき。又御衣は肩の破れたるをも召させられて候ふ」

龍玄が一語一派にて語り出るを、願誓つくづく聞き訖りて、「真に御淨手を御使ひ遊さるゝに、如何なる極寒にも、必ず水を御行ひ候ふ。日外餘りに冷たく候ふまゝ、御湯を参らせ候ひしに、冥加なしと仰せられて御行ひ遊されざりき。時には湯を少しばかり御手水の中へ入れられ候へば、水は冷たき方心地よきものをぞと仰せ候ふ。我等ほど冥加を知らぬ者はなきよと、さめく落涙するなりき。

斯くして就れも心に感したる事を語り合へば、普請場の木の屑に注意せられし事より、廊下の紙屑糸屑までも、御用物なりとて拾はせらるゝ事まで、甲語り乙應へて、幾と談の盡る所を知らざりけり。

一、蓮如上人仰られ候。堺の日向屋は、三十萬貫を持ちたれども、死にたるが佛に任なり候ふまじ。大和の丁妙は、帷子一つをも着かれ候へども、此度佛になるべきよと仰られ候由に候。(御一代問書)

第廿四 大阪の嵐

明應元年五月初旬、信證院法印は出口の光善寺に在りて、一流の宣布をなしたるが、俄かに上落すべしとて、隨從の人を促がしつゝ、時を嫌はず發駕ありしかば、何事の在りまして、斯やうに遽だしく打立せ給ひにけん、と人を不思議に思ふ所に、はや京近く成らせ給ふらんと思ふ頃より、暴かに大雨降りしきりて、淀の川水漲り溢るゝのみならず、出口は元來沮洳の地なれば、内水漸次に量を増して、看るゝ洪水氾濫し、人は舟に取乗つて、志す方へ難を避るに忙しく、防水の違なければ、河水と内水と一列になりて、光善寺の坊舎も、長押まで水に浸さるゝ災害を被りたり。光善はかく倉皇しき中に在りても、不時の天災の事なれば、上人の御身如何に申しつらんと、早速心利たる徒弟を選びて、使者として山科へ急行せしめたるなり。然るに信證院法印は、途中少しく雨に遭ひたるのみにて、何事もなく松林の南殿に安着し、其の夕を以て光善寺の使僧により、始めて不慮の水難ありしことを知りたる

なり。之れを聞く人々は、天神の急を上人に報じたるより、天災に先ちて之れを避け給ひしにぞあらんなど、只願不思議に驚きけり。

夫さへあるに、其の次の日、近松の三位蓮淳、厚の木の花五つ開きて、實を具したるを持参して、南殿に献上したりき。世に珍らしき事なれば、何事の瑞相なるらんなど、人々評しあへりしかば、信證院も笑ましげにうち眺めつ、

『去つ頃、慈照院殿贈相國公(東山義政)には、厚柏の只だ一花開けるを御覽じて、ふたつともみつとも咲かぬ花なればたゞ一乗の法柏かな』と詠ませ給ひぬ。予は又これを本願によそへて

厚の木に實こそ生りぬれ世の中に弘まるものは彌陀の本願
とこそ詠むべけれ、實に五つ開けるも不思議なり。唯だ佛法繁昌すべき瑞相なり』と語りて、此の珍らしき花を賞美したりき。

近來南殿御居間の床には、いと奇しき掛地かゝりたり。そは鹿子の小袖着たる總角の、末廣を手にして立ちたる姿繪なり。事の意を知りたる者稀なりしかば、人々の御

前に集ひける折、信證院は慶開坊をして語しめたり。

此の御影は上人六歳の時の壽像にして、母上の昇天在しましける折、畫師に言付けて描かしめられ、携へて立去り給ひしものなるが、不思議なる事には、七十四年を経たる此頃、石山觀世音の開扉在しまし、時、此の幼童の壽像御厨子の内にかゝり坐しまし、を見たるものあり。母公は中國備後の者と仰せられし由なるに、此の壽像の石山に在さんこと、いかにも訝しかりければ、其者寺僧に尋ぬるに、此の本尊佛は、備後尾の道に勧請する觀世音と同佛に在しますよしを聞きて、さては救世菩薩の化身にて在せしにや、一定上人は親慈聖人の再誕にて渡らせ給へりとして、信心膺に銘じたりき。

上人には母公の御事は詮なれども、若し壽僧の認めしものにてもやある、京の畫師を尋ね試みよと、内々慶開坊に仰せありしかば、京に至りて尋ねたりしに、左右なく其の老畫工を搜り得たり。彼の壽像は幾枚もなく認めて、その内一枚を納めたるものにて、彼の畫は兵火の中を運びては逃げ廻りし、葛籠の中に藏め持てりとして、悉く

取出して渡したり。慶問坊より上人に御目かけしに、中よりその一枚を擇り出し給ひ、白衣にてありたるを、其時の小袖は鹿子なりしとて、能く幼童の時の御事を忘れ給はず、形の如くに彩色せしめられたるなりと。いと詳らかに語りたり。

「國の名盡も習ひたる事なき幼耳なれば、備後とも豊後とも定かならず、九國までも人を遣はしたる事あれど、自身には堺より西へ得往かぬを、遺憾く思ふなり。法專房が故郷なれば、播磨國飾磨郡英賀といふ處に、一字の坊舎を建立して、本徳寺と稱ばせしが、一度は切て彼處までにてもと思ふなり」

信證院も流石にいと古き思出の忘れがたくや、目を冥りて默然たりき。世に不孝の者を嫌ひ給ふ御心には、いかに母公の慕はしくや在すらん。門徒を寺の寶として、見る影もなき田舎爺をも、遠々の處を能くぞ上落したるよとて、寒き時は酒の燭を熱くさせ、暑さの節はまた冷させて、先づ一献と饗應し給ふ御心入れも、只願如來聖人への御務め、母公への追孝にてこそ在すべけれど、人々思ひ合されたり。されども、遇信心を獲て遠く宿縁を慶ぶ意を傳へ、眞の信心を決定して、報土往生

の果を結ばしめん爲には、益勇猛なり。其歳十一月の報恩講中、二十六日の非時の座敷にて、法話すらく、

『三恒河沙の諸佛の出世にも遇ひ、いかほご菩提心を發したりしかども、自力叶はず無始已來流轉せり。今も聖人の御勤めの如く決定なくば、又流轉せんこと淺ましきなり。其の敷居の其方に往生すべき人、四人か五人かあるべきか、五人まではよも有るまじ』

此れを聴問したりし若狭國の人、次郎三郎といへるは、自分若し四人五人の人数にあらずば、如何すべきぞと打案じて、皆々下向する中に、獨思案の腕を組み居たりしが遂に堪り難て十二月二日といふに、南殿に参りて改悔を申し上げたるが、信證院は之に對して、

「改悔に違はず、去ながら、各々口には申せども、心へ落着ぬものなり。言の如くならば、往生すべきぞ」と諭したりき。

此の如く信心を獲得せしめん爲には、喜んで東西に奔勞し、富田、出口、堺の間は、

宛然南殿より北殿へ臨むが如く、断えず往來亦教するを常とす。試みに、明應五年の來往を記さんに、前年十一月十九日、富田教行寺より上洛して、報恩講を修行し、十二月六日直に富田へ歸らんとしたるに、之を承はりたる道俗、續々本願寺に詰め寄せたり。信證院は不審げに眉を顰めて、

「今夜は何事にて、人多く來たりたるぞ」と尋ねたるに、法敬坊の云く、

「此間の聽聞難有さの御禮の爲め、又明日富田へ御下向の由承はりて、歳末の御禮旁、各々伺ひ申して候ふ」

「無益の歳末の禮かな。歳末の禮には信心を取りて禮にせよと申せ」

斯く言ひて翌朝富田へ下向したる信證院は、八十二歳の老軀を意とせず、正月廿三日に上洛したり。而して當年より信なき人には見參せざるべしと誠めて、誓願寺の能を一覽し、二月十七日山科を發して、富田出口を経て堺に赴き、三月二十七日再び上洛、四月十二日また堺に赴き、七月廿日三たび上洛す。居ること一月ならず、八月彼岸會を修し、光高丸の得度畢るや、月の十五日を以て更に堺に下向し、九月四天王寺

に賽したる序を以て、地を石山に相し、忽ち大阪教恩院建立の計畫を定め、四たび報恩講の爲に上洛して、十二月また堺に歸り、大阪の工事を監督したるなり。國にしては、山城、攝津、河内、和泉の四ヶ國に涉り、里程にしては二十里に出入す、而も多くは輿を仰げ、草鞋竹杖歩いて跋渉すといふに至つては、其強健實に驚くべし。宜なるかな、第五室蓮能尼(畠山大隅守家繼嫡女)の去年兼從實孝(第十二男世に九々丸と稱す)を生み、今年また妙宗尼(第十五女)の生誕したりしことや。

九月初旬の頃なりき。何となく四天王寺參詣を思ひ立ちて、堺の坊より荒陵山に詣でたるが、日いまだ高かりけるより、徐かに筋を曳きて高津の邸を歩みつ、北へくと進むほごに、偶然大きな森に入りたり。中に一つの神社ありて、愛らしき兒の遊びゐたれば、此處は何といふ處ぞ、此の神社は何神にて在しますぞと尋ねたりしに、十四五ばかりの見よげなる童子、つくつくと信證院を見てありしが、質こげに應ふるやう、

「こゝは攝津國東成郡生玉の庄の内訥の森と申す處にて、此の御神は工の司と

して、用明天皇を祀れる神社なり。此處より北の方には、上人の欣び給ふべき地あり。御東道仕つるべし』と、森を出で、導くなり。

信證院は此の童子が言ふ事の面白さに、何とやらん興を催して、森よりは稍や登りがけになりたる十丁四方もやあらんと思はる、丘の上に登り行きけり。

西の方にはいと大きな坂ありて、渡邊の浦里に通すべく、夫より茅滑の海に續きて、堺の津に出入る船の、真帆片帆は鳥の如し。武庫、摩耶の嶺、一の谷、須磨の磯、波に浮べる淡路島まで、堺にて見るよりも、いと鮮かに眺めらる。南は紀の路の山々より葛城、金剛、二上ヶ嶽、東は志貴、生駒、飯盛山、遙に宇治の高嶺に列り、北は八幡、山崎より勝尾、池田にうち積き、比叡、比良、愛宕の山嶺を指點しつべし。麓は大淀の流れ湖の如く、大和川また此の麓にて會流し、百川合して一河となる。見わたせば河内舞津の沃野、秋の色黄金の如く、顧みれば滿山の岩石、動がざる礎をなせり。かほと展望の廣大なる山ながら、只だ生國魂の宮の建てるのみにて、住む人とてもなきは、いかなる故とも知るよしなし。

乃ち之れを童子に尋ぬるに、童子は彼處の小高き處を指して、

「こゝは生玉の庄の内、大阪と申す所にて候ふが、彼處を石山と申して、昔聖徳太子、此の處に夥多の石を埋め給ひ、後世有縁の僧來つて、此の處に堂宇を建立すべし、其時こそ我が佛法は榮ふべけれと仰置かせしとの傳説、今に申し傳へて候ふ。上人おはれ此地に御堂を建立あれかし」と説き訖りて、其のまゝ麓に下り去りぬ。

是時信證院の胸中には、堅固なる御堂を造營し了りたるなり。順誓、空善等は八方に馳け廻りて、土地寄進の事を運びたるなり。運送は無双の便あるに、堺より水陸ともに通ずれば、作事には誠に都合好く、信證院は此處に小坊を營みて、佛恩報盡の念佛を申し、静かに隠居して餘生を終るべしと決意したりき。

この後は堺より馬にて通ひ、先づ人夫をして試みに石山を引崩させしに、果せるかな、夥多の華崗石を掘り出しぬ。次に信證院は南の坂上の地質を檢べて、筈をそこに突立てながら、深く地を穿たしむるに、玉の如き清水の洶湧すを見たり。直ちに井を穿たしめ、四圍の石垣を築しめて、是より坊舎の建造を始むるに至れり。

明れば明應六年夏の頃、老病といふにあらねども、時候中にや身體の調節思はしからず、元來病ひを知らぬ身には、直ちに八十三歳といふ高齡を感じて、閏五月七日堺を發して山科に赴きぬ。常に足鞋の食ひ入りたる足を示して、子弟の安逸を戒めたる信證院も、餘義なく興に扶けらるゝ事となれり。六月七日光闡坊蓮馨の上落したるを見て、老の身の流石に心嬉しく、堅く手を握りて、

『よく上りたり、必ず我は往生すべし。今一度生顔見ては——』と言さして口を噤みしにぞ、傍に在りし實如まで貰ひ涙に法衣の袖を潤しける。

然るに元來健康なる質なれば、程なく平癒して、其十三日には能狂言を備さしめて見物したるが、十五日は北殿より、十六日は坊主衆より引續きて興行しぬ。此時の狂言に『鶯の鳥指』とて、太刀刀の落るをも知らず、人の叱るも耳に入らず、只一心に鳥を指すを見て、

『世間假の事だにも、念力を入れねばならず、泥んや佛法をや。念を入れてこそ、念を入れてこそ』とて深く面白がりき。重ねてもまた此の狂言をさせて一覽したり。

兎角するうちに、大阪の造立も作事抄取りて、十一月下旬には坊舎の内、外全く整ひたれば、今年は報恩講の上洛を止め、前三日を富田教行寺にて修行し、後の四日を大阪教恩院に於て勤行したり。即ち『抑、此在所大阪に於て』宿縁により坊舎を建立し得たるは『誠に法力の至りか、又念佛得堅固の所以か、是併しながら聖人の御用にあらずや。是に由て門徒の輩一同に、普請造作に心を盡して、粉骨を致さしむる條、眞實々々往生淨土の望これあるかの所以、殊勝に覺え侍りぬ』と一篇の文を製し、門徒に示したりしなり。

明應七年四月初旬より、去年の如くまたもや不例の氣味なりしかば、名醫を招きて診せしめたり。即ち先づ慶道醫師の診察を受け、十七日には半井法印も參られ、十九日には板坂左近將監來りて、服薬を調合して進めたるが、食物は醫戒によつて、稀粥ばかりを用ふる事となれり。先づ年背部に腫物の發したる時、其の膿を拭ふため、三位蓮淳の杉原紙を押疊みて用ひんごしたるを警めて、其紙を何處より出たると心得て、左やうには潤澤にするぞと叱り、其時ばかり正したりとて何の詮もなし、萬心かけが

本にてあるぞよ。返すく佛法の冥加をよく思へど説きたる信證院も、今は總てを醫師にうち委す身とぞなりぬる。

斯ても五月二十五日には、御堂へ参りて勤行したるにぞ、二十八日の出仕は人々強て推止めしかば、已なく日中はかりを勤めたるが、天質の勁健は遂に老病をも一排して、六月七日姉小路中納言の醫師上池院を具して、見舞たる時には、血色も麗はしく、談笑少しも平日に異る所はあらざりしなり。

秋立ちて涼氣朝暮に起る頃、信證院は先づ大阪に歸るべしとて山科を發ちぬ。法敬坊順誓、法専坊空善、慶開坊龍玄、下間丹後法橋運應等の扈從にて、前年大和飯具に建立したりし本善寺へ赴きたり。病後の旅行といひ、殊に土地の風景面白ければ、寛寛と滞在しつゝ、金剛山を望んで、「世間の土山さへ面白き遊山なり。我等の望み次第に見せ給ふ七寶の山は、何程か難有からんと、皆々思ふぞ」と感涙を流し、内島の田植のまねびを眺めては、「彼の下主の身が爲す業さへ面白きに、さぞ極樂の觀音勢至の御慰みは、何程に候ふと思ふぞ」と觀じ、此の寺に末代の壽像を留めんことをも許

容して、靜かに大阪へは歸りたりけり。

さて十月十四日、本善寺の壽像を描かしめんがため、畫師を招きて描寫せたるを、鏡に照してつくくとうち目成り、

「總じて畫像は、些と若く畫きたるが好し」とて、十分に修正を施し、且着色の好み、表具の眺へなごして、心ゆくばかりに製てさせたり。之れをも一期の思ひ出と思へばなるべし。

不思議なる事には、今春また裏方蓮龍尼の腹に、第十三男兼智實從の出誕ありし一事なり。瑞齒の生ずるものは、其の齡驅なしといへるに、八十四歳にして猶ほ御子を得給ふ上人は、幾百歳をか生き給ふらんな言ひあへりしが、信證院は固く往生の期を來年三月と期して、此の霜月の報恩講を大阪に在りて執行ひ、之を名殘の勤めと思へば、病餘の老筆を叱して一篇の文を製し、日々參詣の老若に讀み聽かせたり。

抑、當國攝州東成郡生玉の庄内、大阪といふ在所は、往古よりいかなる約束のありけるにや、去る明應第五の秋下旬の頃なり、假染ながら此の在所を見染めしよ

り、既に形の如く一字の坊舎を建立せしめ、當年は早や既に三年の星霜を経たりき。是則ち往昔の宿縁淺からざる因縁なりと覺え侍りぬ。夫に就てこの在所に居住せしむる根元は、強ちに一生涯を心安く過し、榮耀榮華を好み、また花鳥風月にも心を寄せず、あはれ無上菩提の爲には、信心決定の行者も繁昌せしめ、念佛を申さん輩をも、出来せしむるやうにもあれかし、と思ふ一念の志を運ぶばかりなり。また聊も世間の人なんども偏執の族もあり、むづかしき題目なんども出来あらん時は、速かに此在所に於て、執心の心をやめて、退出すべきものなり。之に依りて愈貴賤道俗を選ばず、金剛堅固の信心を決定せしめんこと、誠に彌陀如來の本願に相かなひ、別しては聖人の御本意に足りぬべきもの歟。それに就て愚老已に當年は八十四歳まで存命せしむる條、不思議なり。寔に當流法義にも相かなふ歟の間本望の至り、之に過ぐべからざるもの歟。然れば愚老、當年の夏頃より遠例せしめて、今に於て本復のすがた之なし、遂には當年寒中には、必ず往生の本懐を遂ぐべき條、一定と思ひ侍り、あはれく存命の中に皆々信心決定あれかし、と朝夕に念ひ侍り、誠に

宿善任せとは言ひながら、述懐の心、須臾もやむことなし。または此在所に三年の居住を経る、其効とも思ふべし、相構てく此一七ヶ日報恩講のうちに於て信心決定ありて、我人一同に、往生極樂の本意を遂げ給ふべきものなり。あなかしこく。

明應七年十一月廿一日より始めて、之を讀みて人々に信をたらすべきものなり。

因にいふ、近江の國木部錦織寺は、専修寺、佛光寺と、もに、一流を立つる本山なるが、當門主勝慈は、佛光寺家經の自流を棄て上人に歸したると聞き、其の法流の遠道を淵すを見て、忽ち崇敬の念ひ止めがたく、明應二年に至りて門侶を率ひて野村殿に歸参したりしかば、上人乃ち名を勝林坊と賜ひ城州三栖の坊に居らしめたり。是れにて上人の一流に歸せざるものは、唯だ高田専修寺のみぞなれりける。

第廿五 法性速證

明應七年朱明月の比、初て不例の氣聊出來せり。玄陰冬に及びて仰せられけるは、吾今の分にては、明は必ず彌生には閉眼すべしと、時々仰られけり。然るに玄天早明て、明應八年己未の春も來り、夾鏡月中旬の比に、光兼僧都より御迎を下したまひける。即ち二月二十日に入浴したまふ。しかるに彼の病中演説したまふ事、恰も金言ならすと云ふ事なし。或は往事を語て宣く、昔小屋の貧窓を止め、鬱屈すといへども、誠に聖人の一流再興の志徹せしに依て、今眞宗ひろまり末弟安穩に住する事、偏に我が於哀の念方に依りてなりと、御自證ありけり。又光兼僧都を初て兄弟の衆に對して言く、幼年より佛法興隆のころさしあるが故に、身の苦を願す、心の悲を痛ます、都鄙の間に劬苦せしが故に、今聖人の御用に依て心安く満足の體たり。夫在世の間は、愚老冥加にかなふが故に、兄弟の衆以下濫用をして、一局に樂む。吾世を去て後は、動靜意のごとくならん、その時を今より思ふに危し、これを思慮して深く

冥加を知て、聖人を重じ奉り、佛法を嗜み、佛物を疎に思ふ事なかれと、常に仰事あり云々。(道徳記)

一、明應八乙未二月、御往生一定にてあるべきやうに御談合にて、葬送まで用意ありつるが、俄かに時宜かはり山科へ御上洛ありて、御往生あるべきよしにて、はや十八日と定めらる、用意の爲に空善を十六日に登せられたり。御迎なご下向して、十八日に御立ありて、いかに静かに、道中三日に御登りあり。二十日に野村本願寺の常の座敷に御休息ありけり。(山科蓮聖記)

一、逆如上人御病中、大阪より御上洛の時、明應八年二月十八日、ナンバ(三番?)の淨賢處にて前住上人(實如)へ對し御申され候、御一流の肝要をば、御文に委く遊しごめられ候間、今は申し紛らす者もあるまじく候。此分をよく御心得ありて、御門徒中へも仰付けられ候へと、御遺言の由に候。(御一代問書)

一、同二十一日に、開山聖人の御影前へ御参りあり。御前にての仰せに、御目にかかりたく存じ候ふの所に、唯今御目にかかり申すこと、なか／＼難有く申すばかりな

候ふと、高らかに仰られき。

一、同二十二日には、御往生の場所造作あり。

二、二十五日には四方めぐりの土居を御覽せられ、堀の上を乗物には御廻りあり、伊勢の宿の土居に御輿をたて、水を召上らる。空善新しき茶碗用意ありて、調進せしめけり。尤も殊勝なりき。

一、二十七日に又御堂へ御参りあり。御立の時、門徒の人々に名殘惜きと仰せられ、又田輿をうしろさまに昇せ、諸人の方を御覽せられたり。

一、二十九日にも、堀の土居へ御出ありき。
一、三月朔日には、北殿へ御出あり、御亭にて大納言(實如)殿以下、御兄弟同座にて御物語なされ、城菊檢校参り種々御話申上げたり。

一、二日には花を御覽せられたきよし、空善申付けよと、下間駿河申さる、間、走り廻りて花を切りて進上す。醫師には藤左衛門参るなり、又誓從参りけり。

一、三日には吉野の花を、人の折て参らせしを御覽せられ、御詠歌に——(山科運密記)

同年季春三の天、連日の長病に胃されて、老衰不食したまひ、身體昔の如くならず。然りと雖も、心性勇猛にして二根明かなりしこと、日來に超えたり。然れば青陽春の日陰閑にして、世上暖和なりしかば、四壁の花をつくくと御覽ありて、

咲きつらく花見るたびに猶もまたいと願はしき西の彼の岸
老樂のいつまでかくや病なまし迎へたまへや彌陀の浄土に
今日までは八十いつに餘る身を久しく生しごおもへ皆人
と口號みたまひけり。(遺徳記)

一、七日の曉、尿を自らとらせられ、差ふ所ありと仰せられ、藤左衛門尉を召して診らせられ、胃氣の御脈あしきよし申上候なり。

一、七日には聖人へ御暇乞として行水なされ、御衣裳を改められ、田輿にて御堂の南より阿彌陀堂へ御参りあるとて、花の下に御輿を立てられ、先づ暫らく花を詠めさせ給ひて、御氣色よくて、さて阿彌陀堂へ御参りあり、本尊に暫らく御向ひありて御かへりには、庭へ昇きまわり、面てより開山聖人へ御参り、御輿ながら上壇へ昇き入れ

参らせけるに、仰ありけるは、極樂へ参る御暇乞にて候、必ず極樂にて御目にかゝり申すべく候ふと、高らかに御申しありしかば、數萬人の衆一同に涙を流し、隨喜して敬ひかぎりなかりけり。(山科蓮聖記)

一、御興昇き申す人々には、丹後法橋、同弟上野介、其外傍輩交るく昇き奉り、兄弟中老若ともに御供申し侍り、則ち御歸りなり。(蓮如上人御物語)

然れば同三月七日、今一度、御影前へ詣せんとて、老邁疲憊の身たりながら、病牀の衣裳を脱捨て、新裁の衣を着したまひて、腰輿に乗じつゝ先づ本堂へ詣し、それより御影前へ詣したまへり。即ち先師聖人の尊像に向ひ給ひて、今生にての拜願は是までなり、必ず彼國にして眞形を拜し奉つるべしと、懇に言ひける間、聽く人皆袖を絞らぬはなかりけり。而て堂前の花を看見したまふに顔朝露にふかく、又遐峯に見ゆる粧ひ、白雲の瓊巖がごとし。暫く歴覽ありて、面白の景氣やと仰せられ、堂閣の正面より、腰輿に乗じつゝ歸りたまふ。今は本懐満足なりとて、病牀に臥したまひて、辭世の詠歌ごぞ。

我死せばいかなる人も皆ともに雜行捨て、彌陀をたのめよ
八十五定業きはまる我が身かな明應八年往生こそすれ

この二首を書付け給ひて、又滅後の事までを表して、往昔よみたまへる御詠

後の世のしるしの爲に書置きし法の葉かたみともなれ

我なくば誰も心をひとつにて南無阿彌陀佛ごたのめみな人

なき後に我を忘れる人もあらば唯彌陀たのめ心おこせよ

形見には六字の御名を留めおこなからん世には誰も用ひよ

極樂へ我ゆくなりご聞くならばいそぎて彌陀をたのめ皆人

今此歌の意遠く遺訓を留めて、末代の龜鑑に備へんことを述し、殊には此界の化縁

つきて、必ず安養の本土にかへるべき預言を發して、猶滅後の遺弟を勸む、是恐くは

西方權化の來現といふべきをや。

同 九日、釋龍玄に對して、何ぞ物を讀めと仰られける間、御文を讀み申すべきや

ごありしかば、願て領承と仰せらるゝ間、御文を讀み奉つる。つくづくご聞召して、

嗚呼不思議なるかなや、我が作りたる文なりといへども、殊勝に覺ゆる間、尙讀むべしと仰ける。五六遍讀誦せさせられ、是實に述して作せざるなりといへども、義に符合せり。最も聖教と名づくべしといへども、其憚ありとて、文と號せり云云。(遺徳記)

一、九日には御亭へ御出ありて、法敬房と空善と加州の了珍と召されて、久しき馴染なれば、唯御姿を見まゐらせたくも侍らんと仰せられて、種々忝けなき仰せをも侍りき。また法敬房空善を御寢所へ近く召寄せられ、何事も語るべしと仰せられ、御聲をも承はれと仰せ下さる。又仰せに、空善たび候ふ鶯の聲に慰みたり。「然れども、籠に入れたる事は不便なり、竹林へ放てと言へば、空善取りて藪へ放ちけるに」この鶯は法を聞けよと啼くなり、されば鳥類だにも法を聞けよと啼くに、況て人間にて聖人の御弟子となり、法を聞かぬぞ淺ましきぞと仰せられて、慶間房何んぞ讀みて聴かせと仰せあり。畏りて御堂建立の御文を、次第に三通讀み申されければ、あら殊勝や」と仰せられけり。兩人御傍近く、九日より二十四日まで伺候侍りき。

一、同日御臨終と思召しけるが、御枕の方一間の押板に、開山聖人を掛けまゐらせ、

頭北面西に平臥あり。

一、近頃御自愛なりし栗毛の馬御覽せられたきとて、四間の内堂二帖揚げさせられて、御寝なりし際まで引寄せられ、御覽せられたり。この馬前肢を少し仰し、涙を流し頭を下げ、尾を少しも動かさずして立てり。暫く御覽ありけり。傍に付添へる空善、よくよく様體を見けるに畜類なれども、心ありけり、不思議なりしことなり。(山科速記)

同日、晝の頃、起居したまひて、墨池を召寄せられ、御病中の容貌を畫圖せらる。眞影に書付けたまふ其御詞に云、

獲一念信。今詣安養。穢身永絶。法性速證。

同仲句に及んで御不例増氣したまへば、皆悲歎して參集す。然るに各々仰置かるる旨は、我等去世せば、大坂より持たせらるゝ處の曲録に乗せて、正信偈同く念佛して、御影前へ移し申すべし。年來同行のしるし佛法のよしみなれば、見たくもあるべし、また見られたくも思ふなり。強ちに名聞にはあらず、我を見て門葉悲歎する類こ

れあらば、是の如きの事を縁として、人々信をこるべき間、暫くかやうに思ひ寄るなりと仰せられて、又龍玄に對して言く、乞食の沙門は鴉珠を死後に顯し、賊縛の比丘は王遊に草齋を免るといふ戒文まで引きたまひ、御入滅の以後、不思議を現じたまふべきといふ事を、示したまへり。(遺徳記)

一、十七日の曉時に念佛御申あり、調聲常住、和讃三首、御兄弟中各々助音にて御申しあり。

一、十八日の仰せに、構へて我がなき跡に、兄弟中思合せて、仲好かれ、唯一念の信心だに一味ならば、仲も好く、聖人の流儀も立つべしと、異々仰せられき。

一、同日より御尿も、少しなほり申すよし、醫師申しけり。

一、十九日より稀粥も良薬もいやと仰せられて參らざりき。唯御念佛ばかり、はやはや御往生ありたきこの御念願とぞ仰せ侍りける。(山科蓮聖記)

下間安藝法眼蓮崇は、明應八年二月頃より、加賀一家中へ安藝より縁を求めて訖言候へども、誰にても取上ぐべきと思ふ人もなく侍るに、御往生の砌には山科近く

上洛し、彼此に付ていろく訖言申入度候ふ由申し候へども、誰にても可三取次と申す人もなく侍る處に、速如上人三月初旬ごろに、北隣房(蓮秀)光闍房(蓮誓)へ申さる、仰事に、安藝は何處にあるとか聞きたるぞと仰せらる。兩所申さるには、何處にありとも更に聞き申さず候。何なる事候ふや聞かず候ふと申され候へば、三月中旬には、あらく不便や、越前の方へ居るべし、尋ねよと、仰出だされ侍るに、兩寺其外一同に談合候ひて、召出すべく思召され候ふ事、勿體なく候ふ、外聞といひ、曲働らきの仁にて候ふ間、召出さぬやうにとて、何處に在るも存知せずと生處もなく候ふなご、各申入れられ候へば、二十日頃には、不便なり、尋ねさせよと頻りに仰言あり、俄かに御往生も近くよと、各も存じ候ふ。猶此の如く仰られ事にて候ふ間、如何すべきとて、越前邊にありげに候ふと申入れられ候へば、人を遣はして呼べよと仰出され、召出さるべく候ふ由の御意候ふ、上洛仕り候へと、山科八丁あて上り居られ候ふ間、其旨申上げ候へば、召出さるべきと仰せ出され候ふ間、徒ら仁にて候ふを召出され候ひては、外聞かたく如何と、各申され候へば、實如上人、北隣房

以下も支え御申し候ふやうに候へば、夫は然らず候ふ、彌陀の本願は悪人を本と御助けあるべきとの御本意なり、徒者を許すは、常流の規模なり。呼出すべしと仰せ出され候ふ間、二十日頃に召出し候ふて、御對面ありければ、安藝法眼、忝なきよし申し上られ、涙ばかり、物をも申し分ず、五體を地に投げ、聲を揚げて難有き由申され、泣かれ候ふばかり、理に尤の事に候ふと、各も感じ申されける。廿五日御往生にも會ひ奉り、廿六日御葬禮御供申し、泣かる、事のみにて候ひつる。やがて廿八日に往生せられ候ひけり。誠に安藝法眼は不思議の機縁宿縁、希代の仁體と、人々申し合せ侍り。(蓮如上人御法語)

一、二十二日より開山聖人の御相好にて御座候ふと、御兄弟中も見たてまつる。各も見参らすと侍りけり。法敬房空善も参りて、同じく見奉つりけり。

一、二十三日御脈もなく候ふ間、はや御往生と皆々申し合ひ候ひつるに、又八ツ時より御脈出でなほり申すよし、醫師不思議と申合ひ候ふ。

一、二十四日の曉には御往生の時分なり。法敬房空善もそつと御傍近く参るべきよし、

し、仰せによりて右の御手を法敬房少し抱きて戴き申さる。空善は兩方の御足を抱へ頂き申しける。兩人ともに心も目もくれ候ひしとぞ。

一、二十五日の午の正中に御往生、いかにも御眠り候ふ如くに、御臨終候ひき。

一、同日曉景には、乗物に召し、御堂聖人の御前にて、諸人拜せらる。これは御遺言なり、人にも見せよとの仰せにて、數萬人拜し奉りて、落涙かぎりなかりき。(山科蓮聖記)

然れば、二十五日の曉、大地鳴動しけり。聞く人不思議の思ひあり、是即ち權化入滅の瑞相なり。それを聞く人或は傷嗟し、或は奇特の思ひあり。時うつり夜明ぬれば、日光東嶺ほのめいて、清虛雲晴れて金色に變ず。然して漸く未明に罩ぶと見えしかば、一屬或は親厚の所衆、五體投地し、涕泣嗚咽せしむること限りなし。然して午の正中に、頭北面西に臥したまひ、睡るがごとくにして、終に念佛の息絶え畢る。時に春秋八十五歳。身體柔軟にして、相貌常の如し。悲哉や、日月西雲に還隠し、法燈忽に消失すと、國郡の徒衆悲傷をいだき、穢域の門扉哀慟にしつむ、實に撫育考妣を失へ

るに過ぎたり。(遺傳記)

一、御葬送は來月二日と觸れて、俄に翌日二十六日の日中にて侍る。
 一、茶毘の日、二十六日の朝、日中、暮と三度つゝ日環りて五色の北二尺ばかりに廻りの見えけるが、御堂の上に七日降り下る。大阪の坊の上にも、七日の間ふり下り、諸人目を驚かし侍る。(山科運器記)

嗚呼、不世出の傑僧蓮如は逝けり。流離艱難備に嘗め盡したる辛酸は、忽ち天釀の甘露となりて、五百萬の門徒に灌ぎ、龍谷四百載の基を開けり。眞宗の開闢は、愚禿親鸞卓犖不羈の大手に成れりといへども、廢れたるを興し絶えたるを復し、本願寺をして眞宗の正宗たらしめしものは、全く蓮如の堅忍不拔、一難を経る毎に、十倍百倍せる英氣を以て、偏執、媚嫉、迫害、虐壓の毒鋒にうち克ちたる、獨創的宣傳の賜なり。蓮如は少くも現代眞宗の教祖なり。事實上に於る本願寺の祖先なり。其の生涯は人生の活教訓なり。立志篇なり。成効史なり。

更にまた見脱すべからざる精緻細心の一事あり。それを如何といふに、彼の少壯時代より、心身を饑と寒とに鍛練せられ、貧窮の苦き経験には、十分に飽満したりしかば、常に儉素の徳を著ひて、木屑糸切の微物をも苟くもせず、大いに財力を貯はへて、寺基を鞏固ならしめんとし、少錢を得る毎に山科附近の田圃を購入して、私しの寺領を附し置きたるもの、滅後八月、即ち明應八年十一月二日の調査に據れば、單に御坊附の物のみにても、二町八反百歩に達し、其の小作納金二貫五百三十八文に至り、其外眞正寺に附したるもの、四反半、慶問坊に附したるもの、三反、其他寺中の道俗の資産たらしめしもの、無慮三町三反ありき。此の六町有餘の田圃は、悉く蓮如が謙儉節約の結果に依る。滅後二十三年、實如、四海兵亂久しきに涉りて、皇室の式微其の極に達せるに、天下一人の志を禁闕に致すものなく、後柏原天皇登極二十一年にして、未だ即位の典を挙げ給ふ能はざることを慨き、大永元年三月、進んで金一萬兩を獻じて、初めて大禮を挙げさせ給ひし一代の盛事も、畢竟蓮如の遺功の賜なりしことを思はゞ、則ち蓮如の上人たり、大師たる法光以外、別に超世拔群の大偉人たり

しごとを知るに難からざるなり。

(明治四十五年一月十四日校了)

蓮如上人大尾

諸國府津

蓮如上人作

次第夢のたゞちにまがひつゝ、昔や今になりぬらん。ワキ聞是は都方より出でたる一向専修の念佛者にて候ふ。扱も我祖師東關の境ひに、二十餘廻の星霜をかさね、邊鄙の群萌を濟度せしむ。中にも相州足下の郡江津に、七年御座を占め給ふ靈場なれども、いまだ參詣申さず候ふ程に、此度思ひ立ち、彼の遺跡へと赴き候。道行草に行き路に宿りて勇魚捕る、〳〵、海山かけて立つ雲の、いや遠さかる旅衣、きのふと明しけふと暮る、かはにあるじの宿々を、こえて酒匂に程もなく、江津の里に着きにけり。〳〵、聞あら嬉しや是れは、や、相摸の國江津にてありげに候ふ、所の人を相待ち、御舊跡を尋ふするにて候ふ。シテ一聲よしさらば、我とはさし海士、小舟ッレ満ちひく潮の浪にまかせて、シテサシ朝には愛欲の廣海に漁どり、ツン春には名利の

大山に樵る。二人こり果てせぬ人界の、趨る心はかはれども、世を過る道はひとつなる、シテ浮身のふけを知らずして、二人末の闇路をいかにせむ。下駄野に立てる枝なき木にも劣りけり、後の世知らぬ人心。上歌流れゆく、水に玉なすうたかたの、あはれはかなき世の中に、恐々として年命のつゞまるを覺えず、白波のかへるも同じ家路かな。シテや、是れに見馴れ申さぬ御方の渡り候ふよ。ワキさん候ふ、當所はじめて一見の者にて候ふ、眞樂寺とやらんを御教へ候へ。また石の名號、勘堂のいはれをも承はりたくこそ候へ。シテ易き間の御事、あらく語つて聞かせ申し候ふべし。物語扱も古へ開山聖人此所に御逗留の折節、來朝せる唐船の中に、高さ七尺横三尺餘の靈石あり、則ち天竺佛生國の石なればとて、親戀自から御指を以て二つの尊號を十八字に遊ばされしを、石の名號と申し奉つり、安置せる所を、則ち眞樂寺と申し候ふ。されば御在世の昔、往生の一途を教化したまふ、その道場の跡なりとて、あれなる松の木の中に草むらの御座候ふを、今に勘堂と申しならはしてこそ候へ。まづ日も暮に及び候ふほどに、今宵は吾が住む宮屋に御泊りあり、明なば御

堂へ御案内申し候ふべし。ワキ近ごろ御志し難有う候ふ。遠く通するに四海皆兄弟とあり、況てや箇やうに宿因一本宿善とありの深き情の露のむしうに一夜を明し候ふべし。シテ中々の御事御逗留候へ。ワキ承はり候ふ。はや夜も明けて候へば、勘堂へ参りたく候ふ。シテのう御覽せよ、ここは元來小綾洵の磯邊につくうなつみ、ツン又は網びきの暇なき、シテ罪業にのみ朝夕まごふ身たりながら、助くる法の道しあらば、夜もすがら結縁に聴聞申したく候ふ。ワキ詞實に是れこそ肝要の御尋ねなれ、凡そ念佛の一行は、更に俗事を妨げず、おのれへの營みの。シテ惑業ふかき族には、ワキ生死大海の願船あり、シテ罪障重き病ひには、ワキ大悲弘誓の妙藥あり、シテ超世別願の網には、ワキ迷倒の衆生を救ひ、シテ西方淨刹の鉤には、ワキ稱名の群品を引き給ふ。上歌扱こそ不思議の願海に、衆惡の萬川歸しぬれば、功德の潮に一味安心の、御法に値ふとは、難きが中に猶ほ難き、石の面に遺されし歸命盡十方、無碍光如來あるひは、南无不可思議光佛、この名號を一聲唱ふれば、頓に億劫の罪を除く、廣大の利益に、あづまの奥ゆかしくぞ、思はゆる。是れも碑の御筆の、ありつ

る獵師はすなはち、西のかげらふ夕月の光のうちに入りにけり。く。

マキ 是につけても稱名の、く、報謝の勤め怠たらず、いさゝ誓ひを頼むこそ、うへなき道のしるべなれ。後シテ一聲一度も、南无阿彌陀佛といふ人の、蓮の上に、のぼらぬはなし。クッ 夫れ一代の佛法は、如來果海の慈悲より出でて、流義さまくんに別れ、法門無盡なれども、其の急要を論するに、淨土の道を最とし、諸教ひろしといへども、其の肝心を取るに、他力の宗を勝とせり。シテサシ然れば念佛三昧は、世尊與世の本懷、同十方諸佛證誠の、御舌をのべて三國名師もほめ給ふ。シテ殊に末世相應の要法、同萬機成佛の捷徑たり。クセ 高山の水は、深谷にくだる能あり。彼の六字の名號の修しやすくして功高く、行しやすくして利深し。いかなる十惡、五逆のごもがら、屠沽の下類に至るまで、たのむ一念の露を結べば、攝取の月かならずうつり、不捨の誓約むなしからず、彼の國に生れて無量の樂を享くるなり。シテ彌陀は兆載永劫のその間、无善の我等にかはりて、願行をはげまし、釋迦は五百塵點久遠より、八千度まで往來し、穢惡の凡愚をあはれみ、本願眞實のごときはりを、三部の妙典にあらは

して、一乘の機をすくめけり。シテ此法を只一言も説く人は、四方の佛のつかひならすや。同去程に、世降り人劣うして、難行の小路まよひやすきにより、易行の大道ををしひらきて、凡夫直入の教をひろめ、尙ほ未代をかかんかみ、御身を俗塵にひこしくすゝめ堂の、風に靡く草の如く、信順の門葉世々にはびこり、念佛の細素目を逐ふて、さかんなり。シテ悉けなくも此國は、く、彌陀有縁の閻浮提、彼の一佛の悲願に、歸する者あれば、諸天善神守護し給ふ。そのまことに乗すれば、本地のかたちをあらはし、寂光の月影は秋津洲のなみに宿し、報身はなぶさは、シテにはひを豊葦原の風にはごこす。舞。シテみしめ繩、たななき世を心にかけて、キリ唱ふれば、く、こゝに居ながら極樂の、聖衆の數に入るぞうれしき。うれしや、かゝる信樂を得ることば、猶靈瑞華のまれにして、遠く宿縁をよるこび、歡喜の袂をしきたえの、夜はほのくごなりにけり。

諸 國 府 津 終 曲

一、三河國より阿佐井の母儀、御暇乞ひにて参りぬるを、宮田へ御下の朝の事なれば、殊の外の御取亂しなれども、仰に曰、名號をたゞ唱へて佛に参らす心にてゆめくなし、阿彌陀佛を、しかと御助け候へきたのみ参らすれば、やがて佛の御助けにあづかるを、南無阿彌陀佛と申すなり。然ば御助けにあづかりたる事の、ありがたさよ、心に思ひ参らするを、口に出して南無阿彌陀佛とまますな、佛恩を報ずると申す事也と仰せられたり。

(空善日記)

傳 燈 略 系

○開山見真大師 愚禿親鸞

○二世如信上人 開山第二子善覺長子

○三世覺如上人 諱宗昭、開山第三女覺信尼長男覺惠第一子

○四世善如上人 諱玄俊、童名光養丸、覺如嫡孫

○五世緯如上人 諱時藝、童名光徳丸善如第一子

某

○第六世巧如上人 諱玄康、童名光多賀丸、緯如第二子

頓圓僧 都 諱懿藝、越前國藤島超勝寺及加賀國津波倉本蓮寺開基、
文安四年正月寂

周圓僧都 諱玄真、越前國荒川興行寺開基。康正元年九月寂。

永存 越前國石田西光寺に住す、文明十二年九月寂。

女 子號見秀尼、京都吉田攝受庵に住す、文明五年十二月卒。

第七世存如上人 諱圓象

如乘僧 諱宣祐、號青光院、加賀國二俣本泉寺開基越中國井波瑞

女 子號如秀尼、大永元年二月卒。

第八世蓮如上人 諱兼壽、童名布袋丸又幸亭丸、號信證院、母は化人と稱せ

中宗慧燈大師 諱兼壽、童名布袋丸又幸亭丸、號信證院、母は化人と稱せ

女 子號柄川尼公、母海老名氏的女、石田西光寺永存室、文龜二

女 子號藤島尼、母同上、始攝受庵に住し後本宗に歸す、永正二

蓮 照諱應玄、中納言阿闍梨法印權大僧都、母同上、加賀國大楯谷

女 子號四條院、母同上、刑部少輔國貞室、文龜元年十一月卒、

蓮 康號大貳、母同上、永正三年十二月卒、

女 子號粟津禪尼、母同上、順如上入室、明應九年二月卒、年六

順如上 人 諱光助、童名光高丸、母伊勢下總守平貞房女、大納言法印

女 子三人(省略)

光 子 母同上、常樂臺蓮覺室、文明三年十二月卒、年廿八、法名

蓮 乘 母同上、諱兼鎮、三位左衛門督法印權大僧都、井波瑞泉寺

第三世、二俣本泉寺第二世、永正元年二月寂、年五十九

女蓮女蓮女蓮女蓮女蓮女蓮女

第九世實如上

子 母同上、攝受庵見秀尼徒弟、後本宗に歸し文明四年八月吉
 子 母同上、諱兼祜、始め蓮綱と號す、北隣坊と稱す、波佐谷松
 八十三、永正十四年上人號勅許、享祿四年十月寂、年
 子 母同上、永正十二年十月寂、年六十三、法名壽尊尼
 誓 母同上、諱康兼、童名光玉丸、山田光教寺開基、光岡坊三
 位法印權大僧都、大永元年八月寂、年六十九
 母平貞房二女蓮祐尼、諱光兼、童名光養丸、大納言法印權
 大僧都、延徳元年八月法統を紹ぐ
 子 母同上、日野左大臣の養女となり、足利義政の側室となる
 子 母同上、稱す、羅境して入江殿と云ふ、天文六年七月能登
 子 母同上、年七十九、法名妙宗尼
 子 母同上、文明三年二月寂、年十二、法名妙意尼
 子 母同上、荒川興行寺蓮助室、明應元年十一月卒、年三十一、
 子 法名如空尼
 子 母同上、名察子、白川神祇伯資氏室、延徳二年閏八月卒、
 年廿八
 子 母同上、諱兼譽、童名光徳丸、三位法印權大僧都、近松顯
 淳 證寺に住す、勢州長島願證寺及び河州蓋振坊惠光寺の開基、
 天文十九年八月寂、年八十七
 子 母同上、文明四年八月寂、年七、

女蓮女女女女女蓮女實實實女蓮女女女蓮女

子 母同上、瑞泉寺蓮欽室、天文十六年十月卒、年七十五、法
 子 母同上、諱兼縁、若松本泉寺に住す、慶光坊、崎田坊、清澤
 悟 坊の開基たり、大師滅後二十五年遺徳記を作る、天文十二
 年七月寂、年七十六
 子 母同上、中山中納言宣親室、永正十四年出家、天文九年七
 子 母同上、年七十二、法名祐心
 子 母家女房山名氏、文明九年七月卒、年二十四、法名妙勝
 子 母同上、堺真宗寺淨雲室、和泉殿と稱す、永祿四年五月卒、
 子 母同上、法名妙悟尼
 子 母飛騨國司姉小路參議昌家女、藤島超勝寺蓮紹繼室、文龜
 三年正月卒、年二十二、法名蓮周尼
 子 母同上、諱兼琇、童名光壽丸、富田教行寺第二世、大永三
 年閏三月寂、年四十
 子 母島山大隅守家繼女、大和願樂寺勝惠室、永正九年四月卒、
 年二十六
 賢 母同上、諱兼照、稱徳寺と號す、近江堅田慈教寺權律師た
 母同上、大永三年八月卒、年卅四
 子 母同上、諱兼俊、童名光童丸、舍兄蓮悟の嗣となり、清澤
 悟 願得寺第二世たり、宰相權少僧都、實悟記の作あり、清正
 十二年十一月寂、年九十三
 子 母同上、諱兼性、河州久寶寺に住す、右衛門督西證寺權律
 順 師、永正十五年三月寂、年二十五

實女實

孝母同上、諱兼從、飯貝本善寺第二世、侍從法印權大僧都、元文二十二年正月寂、年五十九
子母同上、常樂臺七世光惠室、永正十五年正月卒、年二十二、法名妙宗尼
從母同上、諱兼智、左衛門督法印大僧都、洛陽順興寺開基、永祿七年六月枚方願生房に寂す、年六十七

傳燈略系 終

慧燈大師略年表

年 代 年 齡

第百〇二代稱光天皇 應永廿二乙未一	同 廿三丙申二	同 廿四丁酉三	同 廿五戊戌四	同 廿六己亥五
歲	歲	歲	歲	歲

一生之事蹟

紀元二千七十五年(明成祖永樂十三年、西曆一千四百十五年) 祖師滅後一百五十四年二月二十五日洛東大谷本願寺に生る即ち第七世存如上人圓兼の長子たり母は何れの人なるを知らず幼字布袋丸又は幸亭丸と稱す

社會記事

是歲先皇後小松天皇、攝政藤原經嗣、將軍足利義持、管領細川滿元、關東管領足利持氏たり△九月聖閣了舉寂す△十二月鎌倉延長寺焼く

是歲上杉憲氏亂を作す
是歲憲氏を討て之を平ぐ
△將軍東大寺に詣て大佛に鍍金を施す
是歲義持弟義嗣を殺す△一休禪師宗純出家す
是歲七月明使來る幕府諭して交通を謝絶す

同 廿七庚子 六 歳

十二月二十八日母氏大師を訓誡して聖人一流の法門を再興せんことを奨励し遂に去つて之く所を知らず或はいふ救世菩薩の化身なりと

是歳四月上皇故義滿の爲に攝法講を修す△五月大早△六月太政大臣藤原公俊薨す

同 廿八辛丑 七 歳

是歳天下饑饉し疫流行はる△五月即成就院に百萬遍を修し疫を攘ふ△八月島山滿家管領なる△宗祇生る

同 廿九壬寅 八 歳

是歳九月將軍高野に詣つ△小栗滿重叛す

同 三十癸卯 九 歳

是歳三月足利義景將軍に任す△四月前將軍義持薨す△七月朝鮮王使節を派して大藏經を贈る

同 卅一甲辰 十 歳

是歳四月後龜山法皇崩す△八月義持大藏板を朝鮮に求む△東大興福二寺相門ふ

同 卅二乙巳 十一 歳

是歳二月將軍義隆薨す△五月上皇石山寺に幸す△八月天皇不豫七所藥師に勅して祈念せしむ

同 卅三丙午 十二 歳

是歳八月天皇不豫放生會を修す△藤原滿季帝王系圖を獻す

同 卅四丁未 十三 歳

是歳四月后宮の平産を祈る△十月赤松滿祐義持に街み邸を焼て播磨に奔り白旗城に據る△十二月群將請ふて滿祐を赦す於是上京薙髮して具性と號す△天皇不豫念佛門に入る

正長元戊申 十四 歳

四月廿七日改元

是歳三月前將軍義持薨す弟曾孫院座主義國還俗して軍政を統ぶ△七月二十日天皇崩す二十八日後花園交禪△八月斯波義隆管領となる

第百〇二代後花園天皇
永享元己酉 十五歲
九月五日改元

同 二庚戌 十六歲

同 三辛亥 十七歲

同 四壬子 十八歲

當時本願寺の教風太だ振はず衰頹其極に達す大師慨然志を立て祖風を宣揚し眞宗を興隆せんことを誓ふ

是歲義實將軍に任じ名を義教と改む人呼んで還俗將軍と云ふ△十二月二十七日天皇即位

青蓮院准后尊應の室に入つて得度し廣橋中納言兼郷の猶子となり中納言法印權大僧都兼壽と稱し法號蓮如、信證院と稱す院號是に始まる。爾來身心を學問に委ね後南都に遊び大乘院僧正經覺に法相を學修す

是歲三月上皇落飾修行智と法號す△四月還俗將軍高野に詣つ

是歲八月義教左大臣に任す△九月將軍富土山に詣づ△十一月細川持之管領となる

同 五癸丑 十九歲

同 六甲寅 二十歲

同 七乙卯 二十一歲

同 八丙辰 二十二歲

同 九丁巳 二十三歲

同 十戊午 二十四歲

弟應玄生る母海老名氏偏へに應玄を愛し大師の給與周ねからず匱乏備さに至る

是歲七月山徒與を奉じて京師を騒す義教兵を徴して之に備ふ十二月山徒降る△十月後小松天皇崩す是歲六月明使五百來朝△十月山徒與を奉じて入京官兵之を拒む△十一月兵を叡山に遣して僧圓明を討つ山徒遂に降る是歲貞成親王古今著聞果を上る是歲六月僧照申明主の諱文幣帛を進む是歲持兵上杉憲實と隙あり僧周風をして之を和せしむ是歲十月持兵憲實を白井城に圍む將軍宣を得て之を討しむ持兵擁護して降を乞ふ

同 十一己未 二十五歲

同 十二庚申 二十六歲

十月十四日祖父玄康寂す世壽六十五、本願寺第六世巧如上人是なり○是歲異母妹生る後年順如上人に配し粟津禪尼と稱す

嘉吉元年辛酉 二十七歲

二月十七日改元

父圓兼存如上人本願寺第八世の法統を嗣ぐ

同 二壬戌 二十八歲

第一男光助生る願成就院法印權大僧都と稱し順如と號す母は伊勢因幡守貞長の二男下總守平貞房の長女なり法號如了尼給與治ねからず窮乏其の極に達

是歲二月持氏自盡す△義教書を琉球に贈る
是歲七月聖聰西歸寂す○八月越前平泉寺炎上○結城氏朝兵を擧ぐ兎徒鎮撫の爲に四天王法を修す
四月兵朝敗死し春王安王誅せらる△六月赤松滿祐將軍を弑す官兵之を白旗城に圍む糧盡きて自盡す△七月義教の遺骨を高野に納む△是歲琉球を島津氏に附す
正月赤松丹信高野を襲ふ寛たす△八月島山持國管領なる△十一月義教長子義勝將軍に任ぜらる
七月將軍義勝卒す△九月藤原有光尊秀王と謀て島

同 三癸亥 二十九歲

し大師手づから嬰兒の襁褓を洗滌す

文安元年甲子 三十歲

二月五日改元

第一女生る常樂臺蓮覺の室如慶尼是なり

居に亂入し神置寶劍を奪つて叡山に據る討つて之を平ぐ
是歲南朝の遺臣兵を紀伊北山に擧ぐ

同 二乙丑 三十一歲

第二男兼鎮蓮乘生る越中井波加賀二侯若松等の住持たり

四月細川勝元管領なる

同 三丙寅 三十二歲

五月洛陽を去つて東國に遊び親しく祖師の靈蹟を訪ふ

正月東大寺戒壇院火く
是歲北山陷り南朝の遺臣途に亡ぶ

同 四丁卯 三十三歲

第二女生る後年大師に従ひ見玉尼と號す○匱乏益甚しく長子を除くの外子女を人に託し寒暑を一衣に送るに至る

是歲琉球人來朝

同 五戊辰 三十四歲

書燈油盡き黒木を燒きて聖教を讀む黒木盡れば星光を以て之れに代ふ而して眞宗興復の志漸く

四月足利義政將軍に拜す
足利成氏關東管領、島山持國管領なる△是歲琉

寶徳元年己巳 三十五歲

十月廿八日改元

持國管領なる△是歲琉

持國管領なる△是歲琉

同 二庚午 三十六歳

同 三辛未 三十七歳

享徳元壬申 三十八歳

七月二十五日改元

同 一癸酉 三十九歳

置く意を決して北陸の祖蹟に巡錫す化道大いに擧る

第三男兼祐道綱生る加州波佐谷松岡寺の開基たり○大師越前より加賀越中を遊化す

大師加賀能美郡波佐谷に松岡寺を建つ、越後に入り國府の謫處北山淨光寺の廢墟を訪ひ眞宗興隆の由來を究め信濃を経て歸洛す

近年金森道西の請を容れ時々近江に往來して教を布く○窮乏相續き當時一日一食或は無食のことありと云ふ

球王尙金龜立つ藥種錢貨を幕府に獻す

九月夢窓國師に佛統の數號を加賜す△淺間山噴火す△細川勝元北山に龍安寺を建つ

十月南都土民蜂起して元興寺大乗院を燒く△是歲使を明に遣す△義政一切經を本國寺に納む

十二月細川勝元再び管領となる△琉球王伊勢の神祠を那覇に建つ
是歲島山義就政長と争ふ細川勝元山名宗全政長を援けて火を放つ義就大和に奔る

同 三甲戌 四十歳

康正元乙亥 四十一歳

七月二十五日改元

同 一二丙子 四十二歳

長祿元丁丑 四十三歳

九月廿八日改元

同 二戊寅 四十四歳

第三女生る富田教行寺の壽尊尼是なり

第四男康兼運督生る光關坊と號す加賀山田光教寺を創め常に二侯に住す

六月十八日存如上人寂す繼母如圓尼應玄を立てんと欲す大師其命に聽く叔父宣祐固く執つて動かす遺書を搜つて之を得即ち大師を立て第八世の法燈を掲げしむ

八月十五日第五男生る童名光養丸諱は光兼大納言法印權大僧都實如と號す母は第二室伊勢四郎下總守平貞房の女即ち嫡室の實

十二月成氏上杉憲忠を殺す上杉氏怨を拂へ是より關東永く亂る

十二月將軍義就を召し政長と和せしむ△足利成氏古河城に據る
八月後崇光院崩す△義政使を明に遣す

是歲義政南朝の二王子を殺す△兩上杉の請を容れ政知を關東に遣はす堀越御所是なり△江戸城成り太田道灌之に移る

春朝鮮の使大藏經を齎す命じて建仁寺に藏せしむ△兩人神器を奪つて吉野

同 三己卯 四十五歳

妹なり○長男光助青蓮院准后尊
應の室に入り得度を受く
第四女生る後將軍義政の側室と
なり春日局といふ

に據る赤松の遠臣之を奪
還す

是歲饑饉六角堂に一萬八
千人を賑恤す△幕府錢を
五山に借る△關稅租を以
て皇大神宮を造營す

寬正元庚辰 四十六歳
十二月二十一日改元

六月近江金森の道西の爲に正信
偈大意を製作す○第五女生る妙
意尼と號す

是歲島山表就釋尊を殺り
て河内に據る閏九月四天
王寺を燒くの故を以て僧
兵之を攻む十月島山政長
亦來り攻む應仁の亂階此
に起る△八月將軍義政左
大臣に陞る

同 二辛巳 四十七歳

是歲開山親鸞聖人二百年回に相
當す大師大いに追遠法要を修し
祖風を興復す○法流の混濁を濟
はん爲め初めて御文を製し道西
に附す即ち帖外第一卷『常流上
人の御勸化の信心の一途は』と

正月南都衆徒に命じて義
就を追討せしむ

同 三壬午 四十八歳

いふものは是なり○十月四日繼母
如圓尼逝く
第六女生る荒川興行寺蓮助の室
如空尼是なり

三月政長義就を大和獄山
城に攻む

同 四癸未 四十九歳

第六女寮子生る神祇伯白川資氏
の室博成王の母是なり

三月義就逃走して高野に
入る幕府金剛峰寺に令し
て之を討しむ是歲僧雲舟
明より歸る

同 五甲申 五十歳

第六男兼譽蓮淳生る童名光徳丸
○是歲真慈下野高田専修寺を伊
勢一身田に遷す

四月衛工宗滿に月捧を給
す△七月十九日天皇位を
後土御門に讓る△政長高
野の行人を討つ△十二月
政長管領職を襲ふ

第百〇三代後土御門天皇
六乙酉 五十一歳

日華門を大谷本願寺に賜ふ正月
九日山徒真宗の興隆を嫉み不意
に起つて本願寺を燒く大師身を
以て免れ祖像を奉じて近江に奔
る文永九年久遠實成阿彌陀本願
寺の號を賜ふてより茲に二百四

七月將軍義政東大寺戒壇
院に受戒す△十一月義政
夫人藤原富子男子を擧ぐ
夫人竊に山名宗全をして
後援たらしむ△十二月天

文正元丙戌 五十二歳

二月二十八日改元

年洛東の名刹竟に亡ぶ○三月佛光寺光教准門跡の宣を被る
大師堅田明誓寺に移り金森に往來す教風漸く江州に行はる山徒餘憤尙ほ熄まず堅田金森を襲ふて名號法具を横奪す佐々木如光登山力を角して之に勝ち名號法具を奪還すと云ふ○是歳第八女了忍生る○帖外御文の二成る「凡そ親鸞聖人の御勸化の一義の意は」といふものは是なり

十二月島山義就殺されて歸洛す

應仁元丁亥 五十三歳

三月五日改元

春再び堅田に歸住す○第九女生る瑞泉寺道欽の室了如尼是なり

正月義就政長を御殺に襲ふ△斯波義隆管領となる△勝元諸國の軍を徴し五月廿四日を以て不意に宗全を襲ふ京師兵變に攝り主上將軍東陣の難を受く是れ應仁大亂の第一戰なり

同 二戊子 五十四歳

文明元己丑 五十五歳

四月二十八日改元

大師法務を順如に譲り重ねて東北に遊化し加賀河北郡横根村を経て三河國に入り土呂に本宗寺を創む、九月堅田に歸り十月高野に入る○四月帖外御文三成る「凡當流の勸化の趣は」といふものは是なり○是歳第七男兼縁蓮悟生る本泉寺慶光坊崎田坊清澤坊の開基にして「遺徳記」の著なり

七月勝元三び管領となる△西陣兵勢を張つて東陣に當り兵火洛外に及び若王子吉田より北越前へ達す筑社名刹擧て一炬に付せらる

二月濱名道覺に迎へられて大津に入り顯證寺を近松別所に初め祖像を安置す○是歳第十女生る中山中納言宣親の室となり祐心と法號す

十月南都大乗院の徒山城に出陣す

同 二庚寅 五十六歳

大師攝津に行化して界の浦に抵る○十二月五日繼室伊勢氏逝く

十二月後花園上皇崩す

同 三辛卯 五十七歳

二月朔第五女薨す年十二〇同月六日第一女逝く法號如慶尼〇四月中旬大津を發して北陸を歴覽し七月越前坂北郡吉崎の地を相して坊舎を建立す〇七月帖外御文一の五、同十五日帖内御文一帖の一(或曰く當流の意は)、翌十六日帖外一の六、同十八日帖内一の二成る

四月義政奏して天皇の落飾を止む△五月淺倉敏景越前を一統す△十月天皇御受衣

同 四壬辰 五十八歳

大師吉崎に住し教風大いに揚る〇八月朔第八女了忍薨す、同十四日第二女見玉尼往生を遂ぐる年二十六〇是歳帖外御文一の八十二月十八日帖内御文一の三成る

六月前右大臣公有落飾す

同 五癸巳 五十八歳

三月大師正信偈三帖和讃を梓行して晨朝勸行の式を定む〇四月越中井波瑞泉寺、加賀二俣本泉寺に巡錫す〇九月加賀山中温泉に浴し更に越前藤島超勝寺に入り秘事法門を破す〇十一月僧俗の横暴を警めんため十一箇條制法を草す〇家女房山名氏は歳を以て大師に給仕す〇今年製作の御文實に二十八通に達す即ち帖外一の八、九、十、十一、十二、十三、二の一、二、三、四、五、六、七、八、九及び帖内一の三、四、五、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、二の一、二是なり

正月十一日更に三箇條制法を草

三月西陣の將山名宗全卒す年七十、五月東陣の將管領細川勝元卒す年四十四、畠山政長二び管領となりて東陣を督し畠山義就西陣に將として醍醐益激し△十二月義政東山に老し足利義尚將軍に拜す

同 六甲午 六十歳

同 七乙未 六十一歳

して道俗を訓戒す○三月廿八日南大門の多屋火を失し坊舎鳥有に歸す、傳云本光坊了顯火中に投じ聖教を拯ひ腹を刳きて之を藏し縫かに完きことを得たりと○今年製作せらるゝ所の御文帖内二の三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、三の一、二、三、四、五、六、帖外二の十、十一、十二の廿二通なり

八月廿一日富樫介政親吉崎に來襲す大師夜に乗じて山上を脱れ廿二日拂曉舟を僦うて若狭小濱に航す兩舟の嶮山を踰え攝津富田に出で教行寺を興して之に居る又河内茨田郡出口に光善寺を

三月一休大徳寺に住す△幕府使を朝鮮に遣す

八月義政使を明に遣はし儒佛の辨并に銅錢を求む

同 八丙申 六十二歳

同 九丁酉 六十三歳

創め相往來して道俗を教化す是歳出口に滞在し安福の法西に歌を授く○三月紀州に巡錫す歸途堺に信證院を建て且契丹人を化度す○帖内御文三の十二、十三成る

十月江州金森の善從出口に候し山城國宇治郡山科郷に勝地あり貴房建立あるべき旨を勸説す○第十一女妙勝生る母は家女房山名氏なり○是歳帖内御文四の一、二、三、四成る

正月廿九日出口光善寺を孫光淳に附して山科に往き親しく地を野村に相し小房を營む大師近松寺に在りて工事を董す八月十七

十一月京師大火室町の行在災上して典籍盡く焼亡す△是歳太田道灌曾松増上三寺を江戸に建つ

是歳細川山名初て交綏す應仁元年以來十一ヶ年の大亂是に於て成を告ぐ△十二月政長改めて管領なる

是歳足利成氏上杉顯定と

同 十戌戌 六十四歲

日第十二女妙悟尼生る同時に家女房山名氏逝く如勝禪尼と號す享年三十一〇是歲帖外御文三の一、二、三、四成る〇三月專修寺を勅願寺となす

和す享德三年以後關東の兵亂二十五年にして爰に平く

同 十一己亥 六十五歲

四月廿八日寢殿の立柱式を行ふ八月親しく庭園を造る九月十二日寢殿に月を賞して和歌を詠す〇是歲帖外御文三の五、六、七成る

七月北小路行宮炎上聖壽寺に徙御す

同 十二庚子 六十六歲

二月三日御影堂の工を起し八月成る同月廿八日繪像を假壇に掛け十一月十八日を以て近松寺の祖像を奉安し始めて報恩講を修す寛正六年大谷退轉以來實に十六年なり〇是より先東山殿御臺

同 十三辛丑 六十七歲

所來りて御影堂の工程を視る〇是歲帖外御文三の八、九成る
正月十日寢殿の大門を作る二月四日阿彌陀堂の工を起し六月八日落慶す是に於て山科本願寺全く成り存如上人二十五回遠忌を修して追孝を表はす〇六月佛光寺經豪大師に歸依し名を蓮教と改め竹中莊に興正寺を建立す〇是歲帖外御文四の一、二、三成る

十一月一休宗純寂す世壽八十八△是歲義政義倫と不和となる

同 十四壬寅 六十八歲

六月十五日阿彌陀堂佛壇成りて入佛供養し四圍の溜池大門橋梁全く成り本願寺の偉觀始めて完し〇第十三女生る藤島超勝寺速紹繼室運用尼是なり母は第四室

四日横川中堂焼く△五月朝鮮王藏經を贈る△九月東寺焼く△畠山義就管領政長を討つ

同 十五癸卯 六十九歲

飛騨國司姉小路參議昌家の女宗如尼公と號す○是歲帖外御文四の四成る

五月廿九日順如寂す年四十二、是に於て大師再び起つて寺務を執る○山科本願寺本堂の家根瓦を葺きたる○是歲帖内御文四の六、帖外四の五、六成る

六月義政東山に銀閣を造つて徙居す△銅錢を明に求む

同 十六甲辰 七十歲

十一月廿一日帖内御文第四帖目第七通を制して報恩講に關する六箇條の心得を定む

是歲義政長相職ふ

同 十七乙巳 七十一歲

是歲第八男兼琇運藝生る○帖内御文四の八成る

六月義政落飾して道慶と號す△七月斯波義敏落飾

加州能美郡の四講馬二頭を獻す十月十八日爲に一文を草して念

七月政長管領を辭し細川

同 十八丙午 七十二歲

佛を勸む帖外四帖の七是なり其他帖外四の八、五の一、十四是歳を以て成る

政元之を攝す△是月上旬上杉定正老臣太田道灌を殺す

長享元丁未 七十三歲

七月二十日改元

正月大師夢に法然親鸞と語る○是歲第十四女生る母は第五室島山大隅守家繼嫡女

七月細川政元管領となる△九月將軍親しく近江に出陣し六角高頼を討つ

同 二戊申 七十四歲

六月加賀越前の門徒蜂起して富樫政親を討つ政親之に死し加能二州門徒に歸す

二月後花園天皇崩御

延徳元己酉 七十五歲

八月廿一日改元

八月大師宗務を光兼實如に譲り南殿を作りて之に老し信證院を以て稱とす○第九男兼照實賢生る

四月足利義親落飾△三月將軍義隆陣中に薨す

同 二庚戌 七十六歲

第六女白川神祇伯室逝く享年二十八○閏八月是歲帖外御文五の

正月義政薨す△七月足利義隆將軍に任ぜらる細川

同 三辛亥 七十七歳

十五、十六成る

政元假に管領たり

第十男兼俊實悟生る清澤願得寺
第二世となる實悟記の著あり

義親政和並少す△伊勢長
氏伊豆を併す

大師人を派して播磨英賀に本徳
寺、大和飯貝に本善寺を建立す

明應元壬子 七十八歳
七月十九日改元

○五月初旬出口光善寺を發して
上洛す是日洪水出口を没す○帖
内御文四の九成る○是歲疫癘行
はれ第五女如空逝く享年三十一

將軍義植政長を管領とし
親しく六角を征す

同 二癸丑 七十九歳

是歲帖外御文第五帖の十七通成
る○木部錦織寺勝慧其徒を率て
大師に歸し勝林坊と稱して城州
三栖に住す

四月高山政長の兵三寶院
通支寺妙法院を火く○細
川政元兵を擧げて義植政
長を河内に討つ政長自盡
し義植越前に奔る

同 三甲寅 八十歳

十一月廿四日空善靈夢を感じ大
師を高祖の化身なりとす○第十
一男兼性實願生る

十一月政元足利義澄を奉
じて將軍と爲す△三浦義
同父時高を弑す

同 四乙卯 八十一歳

十一月十九日富田より上洛報恩
講を修め十二月更に富田に歸ら
んとす時に信徒群衆して歳末の
禮を述ぶ大師諭すに信心を取る
べきを以てす○是歲第十二男兼
繼實孝生る世人稱ぶに九々丸を
以てす

是歲伊勢長氏小田原城を
抜く△宗祇新筑波集を撰
す一條冬良新撰筑波集
を獻す

同 五丙辰 八十二歳

正月より八月に至るまで三たび
山科堺の間を往復し九月四天王
寺に賽するの序東成郡生玉庄の
内大阪石山を相して坊舎を建立
し以て終焉の處となす○是歲第
十五女妙宗尼生る

同 六丁巳 八十三歳

四月堺より上洛疾患を感す、閏
五月再び上洛開山聖人に暇乞を
なし専ら石山に静養す○帖内御

是歲足利成氏古河に卒す

同 七戌午 八十四歳

文四の十、十一、帖外六の一、三、三、四、五、六、七、八、九是歳を以て成る
四庄初旬山科に於て疾患再發藥餌驗なく専ら糖湯を以て食に充つ、六月姉小路黄門の訪を受け上池院に診療を委ぬ、秋大阪に歸り自から明年三月を以て往生の期となす(第十三男兼智實從生る○是歳尙は筆を捨ず帖外六の十五、帖内四の十二、十三及び夏の御文第一、二、三、四の述作あり
病漸く篤し大師既に大阪を以て死所とす而して俄然歸洛に變じ二月病を扶けて大阪を發し月の

關東管領其跡を絶つ

同 八己未 八十五歳

廿日を以て山科に還り、廿二日御影に謁し廿五日土居を周覽し廿七日御堂に於て門徒に別を告げ廿九日再び土居を覽る、三月朔實如兄弟に遺誡し七日潔齋して兩堂に詣り十日自から容貌を寫す、十九日下間安藝蓮崇の罪を容し召見せんとす、實如等之を諫む、大師罪惡を攝取するは彌陀の木願なりとし遂に蓮崇を招きて見る、廿二日脉搏變調を來す、廿三日脉の有無を辨せず、廿五日大地鳴動す正午頭北面西晏然として寂を示す、廿六日朝遺言に従つて御影堂に安置し門徒をして別を惜ましめ、廿六日辰時茶毘に附す、廿七日遺

是歳前將軍義植周防に奔り大内氏に依る

第二百一十代今上天皇
明治十五年
滅後二百八十四年

骨を納む○是月廿八日蓮崇も亦
寂す
三月二十二日勅して慧燈大師の
諡號を賜ふ

慧燈大師略年譜 終

順禮行

一とせ、越前福井にて名に高き半柱半柱の九十九橋、群衆雑沓のため落橋して、死傷者あまた出したりとの電文を手にしたる事ありき。尋で郵信に接するに及びて、そは、同國吉崎に於ける東本願寺の御忌の爲めに、本山より迎へ來たりつる、慧燈大師の尊像渡御の際、餘りに人多く集ひしかば、橋半より折れて、足羽川に墜落したりし椿事なる事を詳悉するを得たり。當時、童興に追隨したる善男善女の踴躍狂噪せる状、全く豫想の外にして、其法徳の深く人心に浸潤せること、斯ばかり廣大なるに驚歎せられたるなり。これ予が逆如上人の名を心府に牢記したる最初にして、こたび逆師を以て真宗中興の教祖となし、これが事迹を編述せんとするに方りて、先づ北陸に遺せる芳躅を歴訪せんと志し、所以のものも亦、これに基けるなり。

予は南條博士の懇篤なる指導を受け、其藏書を借覽して、略ぼ逆師一代の事蹟を窺

ふこごを得、又浩々洞に抵りて、佐々木、曉鳥、加藤諸師より、三河及加賀に於る遺蹟の概況を聴き、夫より京都に赴きて、兩本山を訪問したり。當時兩本山は、見真大師六百五十年遠忌のため、法務佐徳の折なりしにも關せず、西六條にては、積徳院連枝を始め堀賢雄、弓波瑞明、東六條にては、太田祐慶、内記龍舟、粟津操諸師の深切懇厚なる垂教を忝うし、予をして巡拜歴訪の利便を得せしめられしは、特に深く感謝して惜かざる所なりとす。是を以て予は先づ蓮師と最も密接の關係ある山科、大津、北之庄、藤島、吉崎、山中、金澤、四十萬、二俣、城端、井波の一府四縣に渡りて、其の聖蹟を巡拜し、若し時日にして許さんには、更に出口、富田、龜山、大阪、堺、飯貝等をも歴訪せんとして、此の行を起すには至れるなり。今其の順次探踏せる遺蹟と、之が現状を録して、此の書を読みたまふ諸君子の、參考に供せんと欲す。

○大谷本願寺址

京都市東山知恩教院寺中

「文永九年冬の頃、東山西の麓、鳥邊野の北、大谷の墳墓をあらためて、同じ麓よ

りなほ西、吉水の北の邊に遺骨を掘渡して、佛閣を建て影像を安す」と御傳抄に記されたる本願寺の遺址は、慶長八年知恩院大擴張のために、境内總てを收用せられ、且山を引崩して所謂大谷を埋められたれば、地形全く一變して、今は之れを尋ぬるによしなけれども、古文書の示すが如く、今小路より未南、七觀音の通り東頭、祇園林の良の方といふに基けば、則ち今の青蓮院御陵の南方、知恩院三門の北こそ、覺信尼公は專修寺顯知とばかりて、廟堂を建て佛閣を創められたる東山大谷本願寺の遺蹟ならめとは信せらるゝなり。されば、此の目安を心めてに寺址を尋ね試みたるに、知恩院黒門の南隣、塔頭崇泰院の後部に、いご年老りたる杉の雲を摩して樹てるものこそ、やがて大谷本願寺の遺木ならめと信せらる。崇泰院にては、何時の頃よりか、この老杉を親鸞聖人廟所の址なりとして、標の石を建て、門徒巡拜のたよりに供しつゝあれども、固より正確なる考據ありとも思はれず。また此の老杉が果して四百有餘年の年輪を有する古木なるや否やは、容易く究むべき事としも思はれざれば、此れを以て直ちに大谷本願寺の記念樹とせんは、早計なるべきも、其樹の他樹より老たる所に就て

見れば、此邊一帶の地が、大谷本願寺の遺蹟たることは、別に疑ひを存すべき餘地なきものゝ如し。中宗大師が此處に瓜々の聲を揚げ、此處に饑寒の苦を凌ぎ、此處に嬰兒の襁褓を洗ぎ、此處に聖教を讀み破りしかと懐へば、一樹一莖、皆な由縁ある心地して、さすがに老杉の幹をたゝかまほしこそ思はれける。俯仰良久しうして、去つて山科に向ふ。

○慧燈大師本廟

京都府宇治郡山科村字大手崎

西別院の門外一町あまりの東北、村役場と小學校との中間に鬱蒼たる樹林ありて、樹立ちの狀尋常の森林ならねば、到りて見るに、是れなん一坏の古墳なりける。塚は圓形に石を壘みて土を盛り、其上に松樹と櫻樹とを栽るたるが、幾多の春秋を経て、かくは繁茂したるなりき。これ實に眞宗をして今日あらしめたる蓮如上人慧燈大師の靈骨の鎮まる處、本願寺第二の祖墳にてぞありける。明治十五年三月、慧燈大師の諡號を宣下せらるゝと共に、一旦此地を官に納めて、改めて兩本山に下附せられたれば、

塋域二百二十坪の地は、爰に神聖なる靈境となりて、拜殿を設け、石垣を周らし、一對の石燈籠をさへ献じて、少しく祖廟の形を修むるに至りしかど、故らに二本の石柱を建て、之れに鐵柵鐵門を設けたるは、殆ど其の意を知るに苦めり。近時往々この不調和を取てして、却て揚々自得の色あるものあれども、佛前の燈明にさへ心したる蓮如上人の廟前には、餘りに心なき營造物ならずやなご、大いに崇敬の念を殺がれたるもの、蓋予一人のみにはあらざるべし。拜し了りて西別院に詣り、中宗堂に齎す。ここに安置せる尊影は、五十餘歳自刻の木像のよしなれども、特に輪番を煩はさんことを憚りて、裏門より直ちに松林山址の鐵林の中に入る。

○山科本願寺南殿の廢墟

同郡同村大字東野村

山科本願寺即ち野村殿の境内は、四町四方に涉りて、蓮如塚の邊も正しく境内の一部たりしなり。夫の排水の爲に穿らたる外塚の墟は、今尙ほ鐵林の間に窪地を留めて、略ぼ其跡を想像し得べく、殊に大師信證院と號して退隱後の幽栖たりし南殿の邊には、

土居の墟の東南に折曲りたる一角を存して、こゝに泉水山の遺蹟と稱する小丘をさへ留めぬ。試に丘上に立つて展望するに、萬竿矗立せる鐵林の間に、破壊せられながらも、心字形の窪地ありて、慥かに泉水たりし事を知るに足る。此池今より數年前まで水を湛えて、冬時は水禽の來り遊ぶものあまたあり、また假山の蹟には、老松數株ありて、略ぼ庭園の風致を存したりしが、風雨多年土崩れ水涸れ、古松は伐られて僅かに株柳を留むるに過ぎず、年毎に地形に變化を生じ來れば、今にして保存するにあらねば、やがて通常の竹林となりて了るべしと、予を導きたる學校の事務員は歎息しつゝ、物語れり。幸ひにしてこゝに山科本願寺の輪廓を探り得たれば、這回は同村竹ヶ鼻の長福寺、即ち東別院に詣りて、この後園に移されたる、山水亭茶室の結構を見たり。亭は大修繕を施して殆ど新築したるが如く、何處に古色の掬すべきものなく、名さへ陽秋亭と呼換へられたれども、設計に少異あるにあらねば、茶席のかゝり自から東山の様式を存して、そゝろに阿彌家の風流を偲ばしむる所なきにしもあらず。儉素自ら奉じたる大師の茶事三昧の、いかに素朴澹泊なりしかをも想ひやられて、なつかしき心地

せられき。問はまほしきは、句佛上人の此の幽亭に對する風懷なりかし。

○近松別院顯證寺

滋賀縣大津市南町

大谷停車場に汽車を捨て、大津の八丁を下れば、高觀音の山は藪茂として人を迎へ貌なり、磴道を左に視つゝ此の麓を過れば、赤十字社病院に通ずる新道の角に、枝葉繁茂して覆ふ所十間四方にも餘りぬべきいと老りたる櫻の巨樹あるを見る。是れなん大師に代りて毒に中りて忠死を遂げにし、義犬の犬塚なりけるよと聞きては、更にまた其の梢を仰がるゝなり。此邊は古への三井寺南別所にして、近松別院はこの一筋東の町にあり、即ち文明元年より十二年間、根本の影像を奉安したりし近松道場顯證寺は是れなりけり。開山大師等身の尊像、中宗大師かたみの御影は、共に今尙ほ此寺に安置せられて、萬人信仰の府とぞなれりける。當別院は、大谷退轉後の本所にして、大師北遊の後も、順如上人寺務職としてこゝに眞影に奉仕したる由緒地なれども、其の規模他の別院の如く宏大ならず、狹き地域に對面所與書院など、形の如く設けたれ

ば、却つて其の昔、寺門の保護の下に、僅に法燈を掲げたる状の想はれて、一しほ灼然たる光明こそ仰がるれ。書院に立ちて西望すれば、高観音の御山は左に湖り、三井寺の一角は右より來り、長等山の風光自から座に落るの美觀あり。温然春の如き此の清院を棄て、互寒骨に屹する北越に奮闘せる、大師殉教の熱誠を思へば、予が心も亦既に北陸の天に飛びぬ。

聖田は大谷の法難後、三年潜居の舊跡なり。明誓法師の建立したりし道場は、慈教寺として東西に存しぬ。地は所謂近江八景の一にして、湖畔の景色明媚なれば、陸行するも勞れを覺えず、歸途汽船に搭すれば、往路の風光を反對に觀るの快ありて、聖蹟巡禮中第一の樂境なめり。予は更に舟を僦うて湖東に渡り、金ヶ森を訪はんと欲したれども、北の念禁じ難かりしかば、大津に歸りて泊行の列車に上る。

○東郷道場と本覺寺

福井縣越前國福井市

秘事法門の邪道を破し、佛力淨土の正義を顯はして、盛んに法鼓を轟かしたりし北

之庄は、今は福井市と名を更めて、北陸有数の都會となりぬ。御忌の奉迎に踏み落されたる、半柱半瓦の九十九橋は、今は勾欄式の鐵橋となりて、再び慘事を演ずべくもなし。地名をも變改し、橋梁をも更架する人間ながら、生死の大事ばかりは、如何にもすること能はず、宗教の利益は、今も人間生活の最大要素として、大師留錫の寺院は、嚴として福井市の偉觀を添ふるにぞある。大師當年の法徳を知らんとらば、去つて尾上中町に西御堂を訪へ。乾中町に本瑞寺を訪へ。尾上上町に本覺寺を訪へ。西御堂は、文明六年吉崎炎上の後、朝倉敏景の、大師の爲に東郷に建立したる御堂にして、天正十三年堀秀政の歸依により、此地に移されたる名刹なり。現に本派本願寺の別院として法光國內に遍照せり。本瑞寺は大谷派の別院なれども、堂宇炎上して今尙は舊觀に復せず。されども、其の起源を尋ねれば、大師文明三年の留錫中建立せる道場の一にして、四千八百坪の境内を有し、西御堂と共に東御堂の威徳炳として一縣に輝けり。本覺寺は、所謂和田本覺寺なり。寛永年中吉田郡より移つて福井の名寺となりぬ。生死解脱の一路に迷ふものは、其の礎を望みてだに、はや往生の光明に攝せら

る、心地ぞせん。

○藤島起勝寺

福井縣足羽郡藤島村

福井市の北の郊外に出で、勝山街道を車行するに、圓山の邊にて初めて白山を白雲の間に望む。時は五月中旬なり、用水の流に里の子の小魚を漁る筈の音さへ、はや身に沁みて涼しさを覺ゆる頃なるに、此山ばかりは雪の冠を脱ぎやらで、雲のまがひに首夏の日に輝くなりけり。永平寺道の立石を右に見て、行くこと二三丁、用水を渡りて左すれば、こゝに起勝寺は建てるなり。昔は此處總て藤島城の址にして、慈覺僧都の起勝寺建立の時は、其の境域此の地積一面に及びたるべけれど、今は東西二寺に分立して、二三の民家さへ交りたれば、常に平泉寺の爲めに嫉視せられたる程の、大寺とは思はれぬなり。東派起勝寺は、長兄にして本寺を出で、別に一寺を建立したるものにて、多くの靈寶は、之れが爲めに隨身せられたるよし、西派起勝寺に法如上人の御文あり。寺寶の移動は起勝寺としては、遺骸之れに過ぐべからざらんも、茲に靈

寶のために幸ひなりしは、西派起勝寺の數々回祿に罹りて、其の都度災ひの池魚に及びべりしに反して、東派起勝寺は建立以來未だ曾て一回の火災にも罹らず、今尙ほ徳川初期の古風なる寺院を存するが如く、傳來の什寶も一として缺損することなく、總て麗はしく存置せらるゝ一事にぞありける。就中『年來起勝寺』の御文の如き、蓮周尼の携へ來りし『鹿の子の御影』の如き、大師の遺寶として、歴史の資料としても、得易からざる古文書にして、其の存在のいかに世に裨益あるかは、言ふまでもなき事なるべし。西起勝寺は其の寺域藤島城の古址なれば、今尙ほ當年の盛時を語るが如く、吉崎を去つてこゝに移りし大師の、先づ座衆の倨傲を戒めたる語氣さへ、耳にするばかり思はるゝ節なきにあらじ。越前四大寺の面影は、其地之れを語りて餘りあるなり。

○吉崎山上の遺蹟

福井縣坂井郡吉崎村

北立庄、藤島郷の巡禮を了りたる予は、直ちに細呂木停車場にまで汽車もて運ばしめき。前には金津にて汽車を下り、三國を経て吉崎に舟行せんと思ひしが、前途を急

ぐと、森藤右衛門翁を細足木に訪ふべき必要ありしとの故に、この山間の一小驛には下車したるなり。車もなく人夫もなき車站を出て、半里にして遠き細呂木の古驛を訪ふ、新道開通以來旅客より忘れられたる驛舎は、逆如上人經回の時よりも、更にまた親鸞聖人左遷の頃よりも、荒涼寂寥たるものあり。只だ其地北海の入江に面するを以て、吉崎と密接の關係を保持するを得るなり。予は森藤一郎氏の東道によりて、舟を浮べて吉崎に詣つるに、廿四輩巡拜圖繪にて見覚えある吉崎の御山は、漸次に予が舟に近づき來り、鹿島の蔚樹また突として船首を壓し來れり。濱坂と吉崎との間に、一帶の長堤を築きて、橋を架して水路を開けるものは、春嶽公の遺功なるよし森氏は語れり。此の長堤の調節によりて、北海の沿岸に高潮の害を除き、數千町歩の新田を開き得たりといへば、其利は云ふまでもなく莫大なれども、風景よりいへば、之れが爲に毀傷せられたること、亦莫大なるべし。一利の興る所一害の之れに伴ふは、人事の常態にや、今吉崎の山上に登臨するに、望隔快濶にして風色の爽絶なるは言はずもあれ、山路の行歩を補ふに、北海大聖寺川の二水、加能兩國に通じて、舟行の利を以

てし、其地兩國の境上に在るを以て、參詣の群衆せしもの、實に以なきにあらず。夫がために門侶末輩の心俄かに驕りて、師戒を忘れ、他流を蔑如し、遂に不測の法難を招きて、五年の苦心を一炬に亡すには至りしなりけり。此山上に登りて、心して觀るべきものは、御腰掛石の古石にもあらず、お花松の老樹にもあらず、見玉尼の墳墓にもあらず、本光坊了顯が石碑にもあらずして、篠笹の間に點々散在する道場の殘礎なり。其丸石を用ひたる質素も、固より深く味はふべき點なるべきも、予は此の礎石によりて窺ひ得たる、御堂の輪廊の至つて手狭なりし一事を以て、大師の心の信にあつく、威儀に拘はらざりしことを擧げんごはするなりき。此礎石によつて間棹を通して見れば、御堂は正に五間に十一間となりて、之れを二分して、奥を佛壇とし、表を説教所としたるものなるが如し。北陸道は言ふに及ばず、遠く奥羽地方より來集せる信徒は、此の狹隘なる道場に、心耳を澄すを以て満足したるなり。大師の意の唯だ信を勸むるに急にして、更に其他を顧みるに遑あらざりしは、此一事之れを證して明かなるに非ずや。

山上は粗は踏査し盡せり。山を下りて兩別院を拜す。兩別院は大家道場を擴大したるものにて、こゝには中宗堂を營み、御影を安置し奉つれり。東別院は重兵衛道場の轉じたるもの、和田願慶寺は御堂の側に在りて、輪番ごとも御堂に勤仕するなり。當院は別に御影を奉安せず、御忌毎に本山より迎ふるを以て例とし、之れがために沿道の賑はふこと、一年中の花と稱せらるゝといへり。兩院は御山の通路を挟んで相隣りし、御堂の位置に高低の品あるに拘はらず、書院の眺望は共に清美にして、人をしりて轉歸路を忘れしむ。されど、予は一旦細呂木に歸らざるを得ざる事情あれば、辭して舟に上るに、日暮れ月明らかにして、湖上の舟行得も云はれず、徐ろに易行浄土の比喩を連想せしめて、不知不識稱名の口にするを覺えき。

○山崎本源寺址

石川縣金澤市金澤城址

山崎本源寺の開基は、覺如宗主なれども、寺院の規模一變して、御山の繁昌前後無比と稱せられしは、大師の往來遊化したりしに因るなり。寺址は金澤城の本丸となり、

城代看坊の址は二の丸となりて、共に今は第九師團の管掌に屬すれば、瞥見をたも許されざれども、石川門は、百間堀の盡る所にありて、其の位置を動かさず、御蓮池は瓢箪池の名によつて、現に兼六公園第一の勝區となれり。池畔にある茶室夕顔亭は、門徒の營みたる茶所の、風流化したるものなりと傳へらる。この茶亭に坐して、深を隔て、本丸に對し、又お花圃址に對すれば、山崎の御山となり、御山の尾山となり、尾山の遂に金澤となりたる経路は、歴々として之れを掌に指さすべし。前田氏三百年の治を保ちたる百萬石の牙城は、大師が設計したる繩張を襲用して、雄を北陸に稱せしといふに至つては、大師の深智廣才、實に測られざるものあるに驚かれなん。大師は斯の如くして大築城家たると同時に、また天下の名園兼六第一の勝境を留めて、併せて大園藝家となれり。而も自ら之れを覺らずして、藝能なしといふ。大師の大師たる所以なり。

金澤には吉藤専光寺あり、同じく善照坊あり、共に大師に緣故ある寺院にして、専光寺は市中の名刹なり。善照坊は、又無二の古寺なり、一兩年前まで道場の舊態を存

したるを、惜ひべし頽破のため、近時新たに御堂を建立したりき。切めて舊道場の寫眞もや尋ねしかど、其の意を満たす能はざりしは、返すくも遺憾なりけり。

○木越光徳寺址

石川縣河北郡木越村

光徳寺は木越三光の隨一にして、大師には因み深き寺院たりしも、天正八年佐久間盛政に亡されて、今は能登に退轉したり。されど、大師手栽の梅は、依然として春夏の時を差へず、花實ともに麗はしといへば、車の通せざる小路を拾ひて、幸じて訪ひ得たりしを、梅の木道場福千寺なりとす。聞きしに違はず、所謂お杖梅と稱する古梅は、御堂の後園にありて、槎枒たる老幹誠に四百年の古へを語り顔なり。寺僧は此の梅に關する傳説を語るに詳らかなれども、故らに紹介すべき事にもあらねば、請ふて古文書を見る。天正度の法難に就ては、多少の文書なきにあらず、古墳の存するものさへあれども、大師に關するものとは、零墨をだに得ること能はざりき。光徳寺を訪ふも、亦之れに同じきよし寺僧の語るに、さまではとてさし措きつ。

○四十萬善性寺

石川縣石川郡額村大字四十萬

梅の木道場に失敗せし予は、更に四十萬の善性寺を訪へり。金澤を去る南方二里の鶴來街道に在りて、長享及び天正の古戰場たり。藪林陰くらき處に門あり、石礎數級を下れば、先づ目に映するものは、様式を異にしたる御堂なりき。こゝは大師常隨の高足法敬坊順誓の自房なれば、多少得る所あらんことを期待して、病中の住僧に強て面會を要めたりき。然るに座に上りて見れば、予が要むる所の「八萬法藏」の御文は、床上に掲げられて、先づ予の目を駭かし心を悦はしめたり。次で出さるゝものを見るに、詠草といひ、消息といひ、孰れも好個の資料ならざるはなく、此外巧如上人眞蹟の名號、大師の名號等擧げて數ふべからざりしも、予の希望はより以上に盈たされたるを以て、他は辭退したりき。この御堂は天正八年佐久間勢に焼かれたるのち、建立したるのみにして、其の材古く、其形奇なれば、再建せんとして尙ほ未だ果さずと聞き、予は古建造物保存の必要を説き、現時古社寺の修繕法を語りて、切に現形維

持を勤めつゝ、勇んで轅を返さしむ。

○二侯松屏山本泉寺

石川縣河北郡二侯村

淺野川の上流を渡りて、若松の村に入れば、左側に若松本泉寺ありて、蓮如上人御舊蹟の碑を見る。車上より遙拜して行くに、幾ほごもなく山路となれり。豫ては此道如法の難路にて、登攀太だ艱むべしと聞けりしに、急坂を徒歩すれば、敢て車行を難しとせず、實にさこそあるらめ、此の山道は第九師團砲兵の、越中の國立野原の演習場へ往復する通路に當りて、大いに急坂を切り夷らげ、幅員を倍して、優に砲車を運搬すべく、改造せられたるなりとぞ。松屏山は豊吉二侯二川合流する所の上流にありて、名の如く満山松を以て覆はる。石礎の下に大なる茶所ありて、そゝろに春時參詣の群衆を想望せしむ。山に登りて御堂を仰げば、建立の年諸なか／＼近からざることを示して、其の天満堀川に移さるゝまで、蓮枝の世帯たりし由緒を憶はしめぬ。當寺先年回祿に罹りて、多く什寶を失ひたりといふものありしかば、多少危懼の念を抱

きしに、焼失したるは書院の棟に止りて、御堂も寶庫も其の厄を危れしと知りて、大いに心を安するを得たりき。御堂に賽してのち、所謂「蓮如廟」に詣づるに、山中雨露多くこれがために藪苔深きこと幾寸なるを知らねども、蓮悟僧都造營の輪塔は、明らかに四百年の昔衣を重ねるを見る。書院の前面にある九山八海石の假山水は、今に於て其の趣きを改めず、唯だ當年の植樹の長大となりて、林景の見るべからざるぞ口惜しかりける。三首の歌も石に勒され、近く彰如上人(光演師)の碑をも加へて、此の庭園は、動かすべからざる宗寶となれり。什寶は多く天満に持ち去られて、彼地の火災に焼亡したりといへど、遺品として念珠、香盒、法衣の類あり、文書として『山中』の御文あり、鳥目百疋の禮狀あり、其他名號類の尊崇すべきものありて、地の山間に僻在するだけ、夫だけ多くの優秀の什寶を藏し得たるものなるべく、大師の由緒地乏しからずと雖も、當本泉寺の如きは、蓋其の最たるものなり。予は初め進んで越中に越え、城端善徳寺に詣らん心組みなりしが、車夫の行くを肯せざると、少しく歸路を急ぐ事情生じたるこの故を以て、己を得ずして其のまゝ金澤

に引返しぬ、時已に薄暮なりしかば、若松道場に立ち寄ることをも得せず、唯だ車夫の走るに任せたりしこそ、いかに口惜しかりしか。

一電金澤に飛來して、予の身體倒まに西送せらるゝに至り、城端非波は遂にノートのページより抹殺するの己むを得ざる場合となりぬ。人事の常また如何ともする能はざりき。猶は予は京都に止まりて材料を整理する傍、機を見て西遊を果さんとしたるも、是れすら其の意を得るに途なく、却つて東歸を促されしぞわびしかりける。去りながら、大阪は予が第三の故郷として、十三年の星霜を送り來りし地なれば、石山本願寺の後身たる大阪城は、彷彿として尙ほ隙間に在り、出口、堺、龜山も會遊の地なり、未見不知なるは、唯だ和州飯貝のみ。之れがために或は九俣の功を一簣に缺くの恨事ありとも、亦實に己むを得ざるなり。敢て猫尾の辯をなす。あなかしこく。

明治壬子歲一月

光 暉 手 鈔

蓮 如 上 人 跋

宗教は、人生の最大事實である。人生生活と相ひ俟つて、初めてその眞精神を發揮するものである。

親鸞聖人滅後、その孫、如信上人は正さしく本願寺の法燈を傳へ、覺如、存覺の二上人によつて、その宗教は釋義上充全の宗教となつた。その後、善如上人之を襲ぎ、緯如、巧如の二上人相次ぎてその後をうけて専ら一宗の護持に全力を注がせられしも、如何にせむ、法運は次第次第に傾き衰ふるのみであつた。存如上人は、いたく之を慨げかせられたが、時機未だ至らずして、また如何にもするこゝが出来なかつた。かくて、我八代目の蓮如上人は、正さしく我本願寺が前後未だ嘗てなき困難の時に御出世あらせられたのである。「仰られ候、御貧に候て、京にて古き綿を御こり候て、御一人ひろ

げ候事あり、又御衣はかたの破れたるをめされ候。白き御小袖は、美濃絹のわろきをもめ、やうやう一つ召され候由仰られ候。

「人をも甲斐甲斐しく召しつかはれ候はである上は、幼童の襦袢をも御ひこり御洗候なご仰候」。

「よろづ御迷惑にて油をめされ候はんにも御用脚なく候間、やうやう京の黒木をすこしつづ御こり候て、御聖教なご御覽さふらふ由に候」。

又少々は月の光にても聖教をあそばされ候。御足をも概水にて御洗候。又二三日も御膳まねり候はぬ御事も候由承りおよび候」。

げに、蓮如上人中興の偉業は、かゝる御難澁のうちに成就せられたものである。かくの如く、日々の衣食にさへ不自由であつた本願寺をして、その後、我子、實如上人の時に至つては、皇室の式微甚だしく、後柏原天皇には即位の式さへ出来難いといふので、遂に金

壹萬兩を皇室に献じてその式が出来たといふまでに至らしめたは、これ全く蓮如上人の奮闘と努力との結果である。然かも、その奮闘と努力とが、我蓮如上人にあつては全くこれ他力信念の活動にすぎなかつたことは、こゝに何人も忘れてならぬことである。

蓮如上人は、我親鸞聖人の信の教をば、何人にも最も能く分るやうに「後生たすけ給へ」と教へて下された方である。我真諦の教が、これによつてその内秘を開披すること共に、それより流出する所の活動即ち俗諦の教は、殊にまた我蓮如上人の御心を注がせ給ひし所のものであつた。即ち、真諦上「善悪の二つ總じて以て存知せざる也」といふ親鸞聖人の御教は、蓮如上人によつて俗諦上よりして「萬事につけて善き事を思ひつきしは御恩也、悪しき事だに思ひ捨てたるは御恩也。捨るも取るも何れも何れも御恩」と意譯することによつて正さしくその精神を傳へることが出来た。そこで、「念佛して彌陀

にたすけられまいらすべし」といふ聖人の念佛は、そのまゝ、また我蓮如上人にあつては「その上の稱名念佛は、如來わが往生を定め給ひし御恩報謝の念佛」であつたのである。「佛法には無我ご仰せられ候、我ご思ふことは聊かもあるまじき事也」。その聊かもあるまじきは、我此生活は畢竟御恩のうちの生活なるが爲めである。こゝを以て、我上人は、一滴の水の上にも「如來の御用」を思ひ、縁端に落ちたる一紙片だも之を押頂きて「如來の御物」よご仰せられた。げに、上人が「衣の襟を扣きて南無阿彌陀佛」ご仰せられしも、或は又跌坐する「疊をたゝきて南無阿彌陀佛に坐わる」と語られしも、皆なこれ同一意味である。これ即ち「彌陀を頼める身は、南無阿彌陀佛に身をば丸めたる事」である。思ふに、蓮如上人御一生の努力ご奮闘ごには、我ご思ふことは聊かもなく、我如來の努力ご奮闘ごの結晶ごも名くべき南無阿彌陀佛の活動であつたのである。これ實に我

蓮如上人を知りたく思ふものゝ必ず忘れてならぬことである。

今より十數年前のことである、予は、我上人の四百回忌の正當にあふを御縁ごして、不完全ながらもその生涯を傳したことがある。その後、また、教界偉人傳叢書の刊行を企つる者あつて、井上哲次郎氏は「釋尊傳」を、海老名彈正氏は「耶蘇傳」を、境野哲氏は「聖徳太子」を著はし、その他の人々またそれ〴〵その崇拜し好む所を記することとなり、その時、予は計らずも課せられて「蓮如上人」を傳することとなつて居た。然るに、早くより多少心がけつつも、その時、予のみは、やうその約をはたす能はざりしを以て、その後予は常に何人かによつてその傳の出ることを俟ちて居た。

然るに、老兄須藤翁、先きに「愚禿親鸞」を著はし、昨春相次ぎて「蓮如上人」を傳せんご欲するの志厚きをきいて、予は深くその人を得たりしことを喜んだことである。爾來、専ら史實を尋ね、或は又

6
 全國の舊跡を巡る等、その苦心一方ならずして、此頃書成つてその
 序を徴せらる。仍て、予は、その因縁の深きに感じて、隨喜の餘り、
 茲に平生思ふ所を記して、その責めを防ぐこととしたのである。

明治四十五年一月三日

佐々木月樵識

製	活	石	同	木	寫	原
本	版	版	色	版	真	色
			刷	版	版	版
金	三	洛	松	前	同	大
子	生	鏡	本	田		江
督	會	堂	五	剛		太
太			彩	二		
耶			閣			

6
 全國の舊跡を巡る等、その苦心一方ならずして、此頃書成つてその
 序を徴せらる。仍て、予は、その因縁の深きに感じて、隨喜の餘り、
 茲に平生思ふ所を記して、その責めを防ぐこととしたのである。

明治四十五年一月三日

佐々木月樵識

製	活	石	同	木	葛	原
本	版	版	色	版	真	色
			刷	版	版	版
金	三	清	松	前	同	大
子	生	鏡	本	田		江
督	會	堂	五	剛		太
太			彩	二		
耶			閣			

明治四十五年二月十五日印刷
明治四十五年二月廿一日發行

金銀紙八分錢

所有著作權

著者 東京市赤坂區櫻町六番地 須藤光
發行者 東京市麴町區平河町五丁目五番地 金尾淵次
印刷者 東京市麴町區錦町二丁目三番地 中村彌三
印刷所 右同所 三生會

發兌元

東京市麴町區平河町五丁目五番地 金尾淵堂

發賣元

東京市神田區錦町二丁目三番地 勉強堂書店
(電話東京二六〇四番)

明治四十五年二月十五日印刷
明治四十五年二月廿一日發行

金銀八拾錢

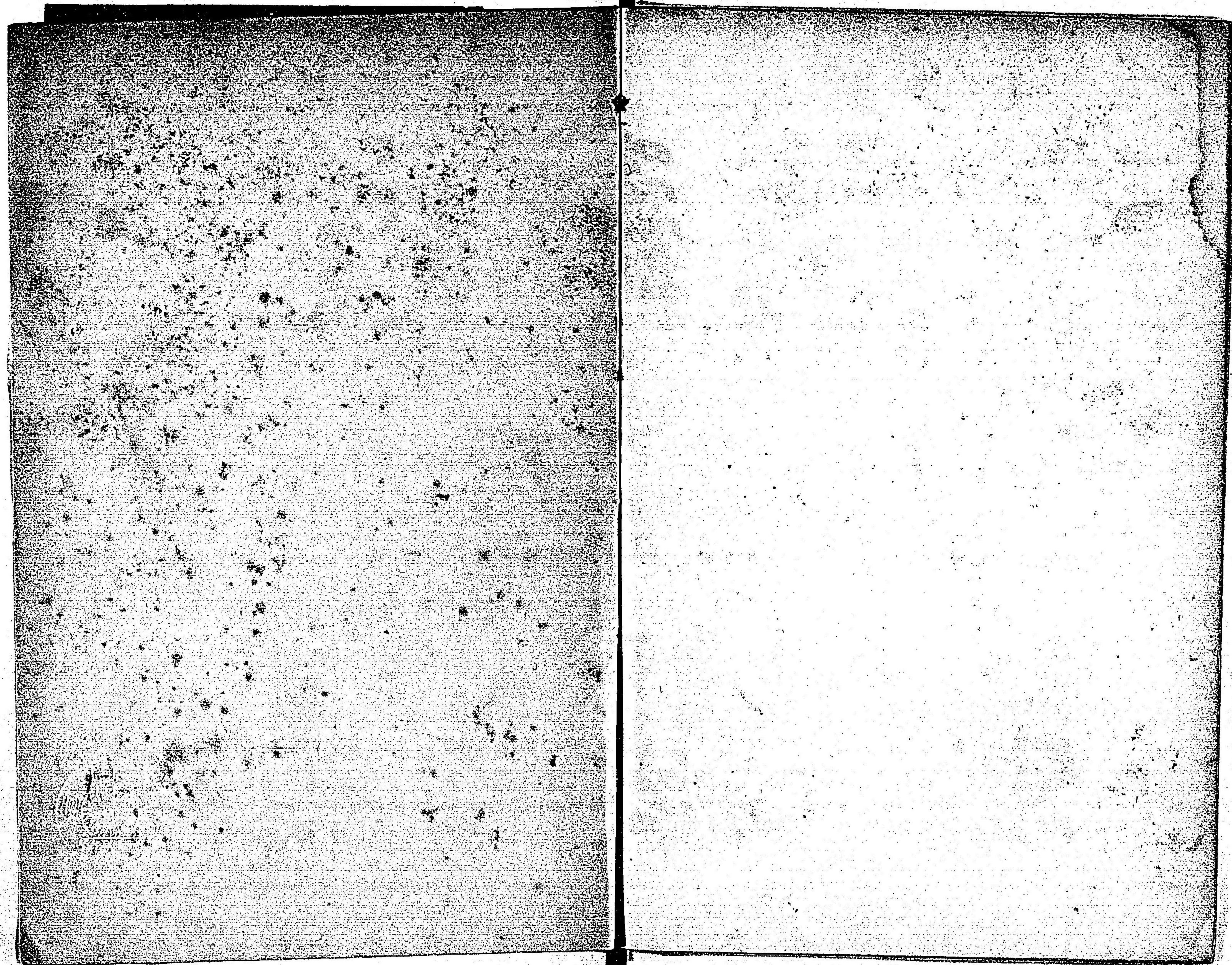
所有著作權

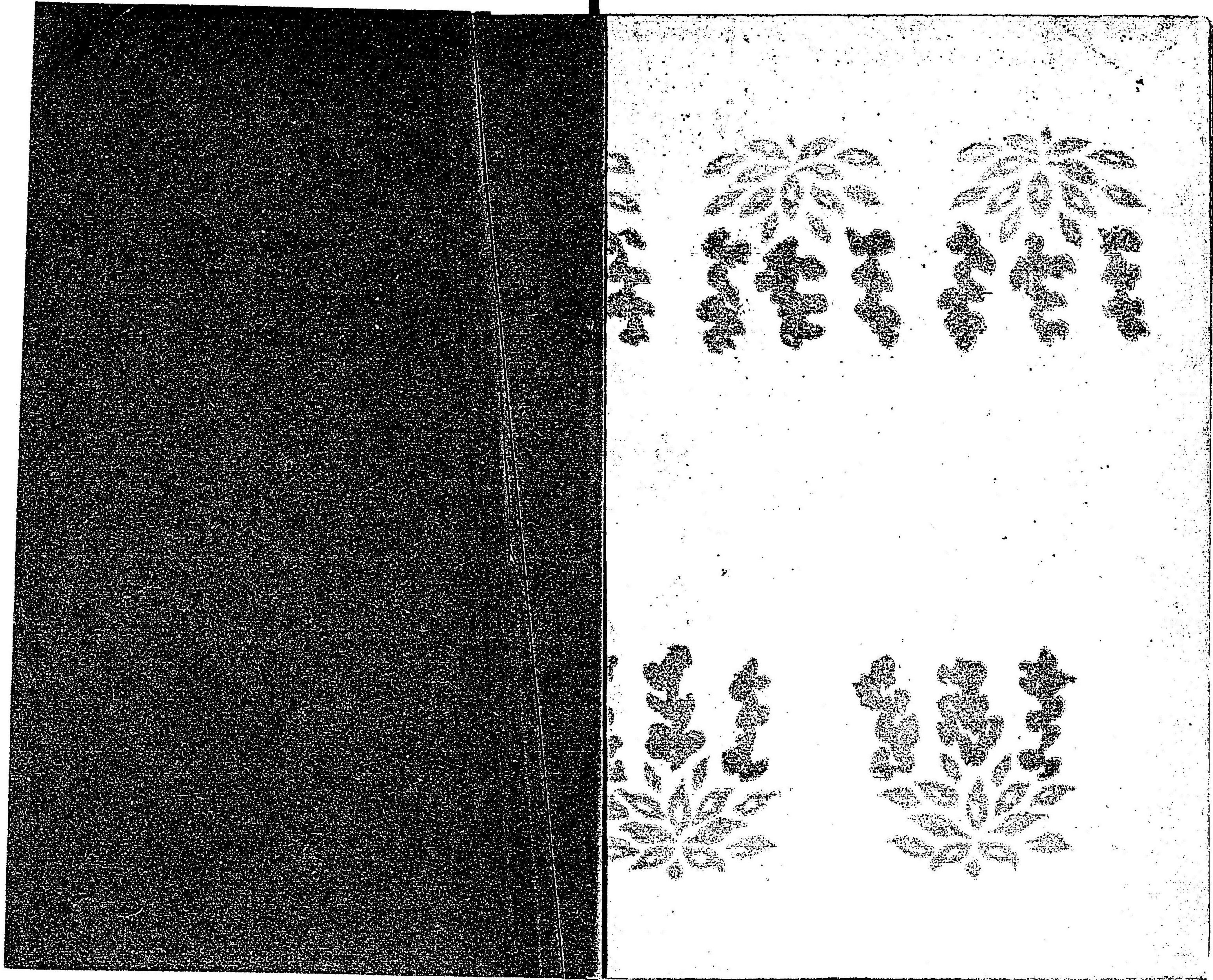
著者 東京市神田區錦町五丁目五番地 須藤光
發行者 東京市神田區錦町五丁目五番地 金尾種次
印刷者 東京市神田區錦町一丁目四番地 中村彌三
印刷所 右同所 三 生 會 耶 耶 喉

發兌元 東京市麴町區平河町五丁目五番地 金尾文淵堂


發賣元 東京市神田區錦町二丁目三番地 勉強堂書店

(電話東京三〇九三番)
(電話東京二六〇番)





530
3



330
3

019257-000-0

330-3

蓮如上人

須藤 光暉/著

M45.2

ABF-2855

